

4 食料、日用品等緊急生活物資の確保

〔概要〕

淡路から神戸・阪神間の広い範囲において、建物の倒壊や火災が発生したことにより、200万人前後と予想された被災者の多くが、食料の確保に苦慮するとともに、日用品等の生活物資も多くの被害を受けているものと予想された。

このため、厳冬期であることも考慮し、食料や毛布、日用品等の確保とそれらの速やかな配布が重要な課題との認識にたち、震災直後から様々な緊急対策に取り組んだ。

食料については、食糧庁や自衛隊、他府県・食品関連企業等の協力も得て、ガス、水道が遮断された被災地に対し、学校給食センターからのおにぎりの提供やボランティア団体等による炊き出し、新鮮野菜の提供等を行うとともに、淡路からの野菜・牛乳等の円滑な輸送体制の確立にも努めた。

毛布や衣類等の日用品についても、県備蓄分による早急な対応を行うとともに、震災直後から日本赤十字社兵庫県支部をはじめ全国の日赤支部に備蓄している物資（毛布、日用品セット、お見舞品セット）を各市町や避難所からの要請に応じて提供したほか、下着類については、県での購入やボランティアグループによる対応も行った。

これらの活動を側面から支援するため、全国から提供される救援物資の集積・保管場所として、消防学校等4カ所を救護物資等備蓄基地として利用、企業やグループのボランティア、自衛隊による毛布や日用雑貨等の避難所への搬送が実施された。

また、被災者をはじめ、被災地域住民の当面の生活必需物資を確保し、物不足によるパニックの発生を防止するため、被災地域に多数の店舗を有する大規模小売店舗への大量の商品供給は緊急の課題であった。

このため、主要な百貨店、スーパー、コンビニエンスストアのほか、ガソリンスタンド等の営業状況と商品供給状況の確認を行い、各社に早期の営業開始と物資の重点的安定的な供給を行うよう要請するとともに、警察等に迅速な輸送のための協力を要請し、緊急車両による先導などを緊密な連携のもとに行った。

さらに、このたびの震災は、生産、流通を始め経済全体に大きな影響を及ぼしたため、便乗値上げ等生活必需物資の価格の高騰が、被災地のみならず周辺地域においても発生する恐れがあったため、県民からの相談体制の強化や価格の監視を行うとともに、このような事態を未然に防止するため、国との連絡を取りながら、物価安定対策を実施した。

(1) 生活物資の供給

ア 食料（主食・副食等）

震災当日から、学校給食センターや民間の給食業者の協力も得ながらの食料確保に努め、被災者170万人を対象人口として緊急炊き出し用精米の必要量を算定していた。18日になって被害の拡大が判明したことから、兵庫食糧事務所、食糧庁との調整の結果、災害用米穀を3,000トンと決定した。

被災者 $220\text{万人} \times 3\text{日間} \times 150\text{g} (1\text{食あたり}) \times 3\text{食} = 2,970\text{トン}$

県内の当面の供給可能量が3日間で500トンとの兵庫食糧事務所からの報告を受けた食糧庁により、大阪、京都、岡山及び広島各食糧事務所から、20日までに2,500トンが政府指定倉庫(西宮市山口町)に確保され、社・柏原農林事務所管内の学校給食センター等への炊き出し用緊急米の供給が始まった。

一方、大阪、広島、愛知の食糧事務所から乾パン105,000食を確保し、神戸市をはじめ北淡町、一宮町に供給した。

また、県地域防災計画に基づく育児用粉ミルクの確保については、荷扱機関3社との連絡がとれず、農林水産省畜産局牛乳乳製品課に支援物資の要請を行った。

被災地では水道、ガスが遮断され炊飯ができないことから、自衛隊に炊飯車(40台)の派遣を要請するとともに自衛隊の非常食(めし缶詰)44,000食を神戸市、西宮市に供給した。

19日には、当面1週間(19日~25日)の食料確保計画を策定し、主食である米については、5,250 tの確保と緊急時の対応について食糧庁に要請するとともに、兵庫食糧事務所、卸売業者(13社)、県と3者協議による地域間の適正配布や小売業者の被害状況調査を実施し、被災地域においては、被害の少ない量販店への重点的な配布を行うよう調整を図った。

また、県警に米の配送に対する協力を要請し、円滑な流通にも努めた。

一方、農林水産省において、20日、近畿農政局に「兵庫県南部地震対策本部」、神戸農林水産消費技術センターに「農林水産省食糧等供給現地対策本部」が設置されたことから、主食の供給や他府県・食品関係業界への食料供給要請をはじめ、災害復旧の協力要請が迅速かつ的確に対応できるよう体制整備が図られ、食品関連企業等からの供給をはじめ、全国農業協同組合中央会等農業団体や都道府県等自治体から幅広い食料品の援助を受けるなど、全国に支援の輪が広がった。

全国から供給される食料品の搬出入の中継基地として、県庁舎1号館地下駐車場を利用し、職員40名による24時間体制で作業を行うとともに、被災市や避難所への搬送については、県立中央農業技術センター、同北部農業技術センター、同水産試験場所属のトラック(6台)、県フラワーセンター協会所属トラック(1台)、さらに兵庫県トラック協会等のトラック(5~19台)により、毎日、被災市町との調整を図りながら食料品を搬送し、自衛隊に対してもヘリ輸送やトラック輸送を要請した。

一方、生鮮野菜等を確保するため、阪神間の卸売市場の被害状況調査を実施したが、施設の陥没やひび割れ等多くの被害があり早急に応急補修したほか、被害の少なかった姫路、明石、尼崎の卸売市場を中心に集荷に努めるとともに、量販店に対し安定供給への協力を要請した。

また、淡路の野菜・牛乳等輸送体制については、地元農協の要望を受けて、県としても大阪湾・甲子園フェリー等関係機関に優先乗船を要請した。

震災から4日が経過した21日から、自力による食料確保や自衛隊の炊飯車の派遣、ボランティ

ア等による炊き出しの体制が整備されたことにより、学校給食センターや給食業者によるおにぎりの炊き出し支援の一時中止を指示した。

しかし、震災後1週間あまり経過しても、依然として避難者は31万人を超えており、被災市町では、避難生活の長期化に対応するため、給食業者等外食業者との契約等を行い、朝食・昼食・夕食の必要量を安定的に確保できる体制へ移行した。

県では、確保済みの災害援助用米穀(3,000ト)を被災市町へ提供するとともに、救援物資の在庫状況についても情報提供を行い、避難住民への食料供給に努めた。

一方、避難所生活の長期化を考慮し、簡易で栄養のある炊き出しメニューを関係機関へ配布するとともに、生活改善実行グループと自衛隊との協力による炊き出しを幅広く実施すべく関係市と調整し、27日より2月末までに66か所、約22,000人の避難住民を対象に行うこととした。

また、淡路の農産物の輸送ルートについては、フェリー会社との調整を続ける中、政府の兵庫県南部地震現地対策本部に対してもフェリーの増便を要請した結果、28日には、甲子園フェリー(津名-西宮)、大阪湾フェリー(津名-深日)で増便が認められ、待ち時間の減少など改善が図られた。

また、生鮮食料品の阪神間の卸売市場への入荷状況調査を実施したが、入荷量は通常をかなり下回っているものの、小売体制がまだ十分に機能していないことや、ガス、水道が遮断され各家庭で調理が十分できないことから、価格は全体的にやや安値で推移した。

震災から2週間余りを経過しても、避難住民はそれほど減少しておらず、避難生活の長期化が懸念された。

避難住民の中には高齢者も多く、米飯食のニーズが強いことから、被災市町は、県が提供した災害援助用米穀を弁当製造業者を通じて弁当、おにぎりとして提供することとした。

また、仮設住宅入居者が増加したことに対応し、入居してすぐに主食の確保が難しい仮設住宅入居者に対し、1戸当たり10kgの災害用米穀を入居前に配布することとした。

さらに、姫路中央卸売市場、明石地方卸売市場、神戸中央卸売市場等の協力を得て、新鮮カット野菜(サラダ)の提供を食料供給事情の悪い一部地域において実施(2月6日、7日)するとともに、小売機能が崩壊している地区においては、JAグループと県漁業協同組合連合会による生鮮野菜や水産物の青空市を開催し、安価で新鮮な食料品を提供した。

避難住民の自立を支援しつつ、温かい食事や生野菜を食べたいとの避難住民の要望にもきめ細かく対応するため、①プロパンガスの供給可能な業者 ②野菜の供給可能な業者 ③カット野菜の供給可能な業者 ④牛乳・乳製品・牛肉・豚肉の販売業者、海産物の販売業者等の情報を、被災各市災害対策本部、救護対策現地本部に提供した。

救援食料品の受入れや被災市への積み出し量が増加したことに伴い、県庁地下駐車場とは別に、2月7日には、三菱倉庫(株)、西明石倉庫(株)さらに農林水産省神戸消費者センター等の倉庫を救援食料品の一時保管場所として確保するとともに、在庫数量等を品目毎に整理し、被災市等の要望にきめ細かく対応するなど、その配送の円滑化に努めた。

一方、4・5月の春野菜の出荷ピークを控え、淡路の農畜水産物の輸送改善について、2月20日、京都において、運輸省、農水省、近畿・中四国農政局、兵庫・徳島県の合同会議を開催。その後も、関係機関と継続的に調整を行い、大磯―泉大津間の新たな航路設定に努力している。

イ 衣類等日用品

① 下着類の不足対策

1月24日の災害対策本部会議において、各避難所における下着の不足状況が顕著となってきたことに対して、県での購入も含めて対応することとなり、救援物資として届けられた在庫の確認を行うとともに、各市町の災害対策本部に対しても下着調達の必要性を照会し、緊急対応の要請を受けた。

1月25日、当面、各避難所における避難者30万人に各1セットの下着を配布することとし、次のとおり計画した。

消防学校備蓄分	3万セット
ボランティアグループ配布分	15万セット
企業等寄贈期待分	7万セット
差引県購入分	5万セット
計	30万セット

消防学校備蓄分3万セットについては、25日～26日、商工部職員が現地で自衛隊車両に積み込みを行い、神戸市6区及び芦屋市に配布した。

ボランティアグループ配布分15万セットについては、ボランティアグループ「(社)さぼうと21」が避難者の多い神戸市6区（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区）、西宮市、芦屋市、北淡町を対象に独自調達の車両とボランティアにより、1月30日～2月4日にかけて各避難所を巡回し配布することとなった。

県購入分については、輸送ルートも考慮して、淡路の4,000セットは、1月25日香川県の業者に発注し、28日に淡路島各町の指定場所に発送した。

神戸市、阪神間の各市分4.6万セットについても、25日、日本ボディーファッション協会に各市・区の指定場所に配送するよう発注した。なお、2月に入り、自衛隊の協力も仰ぎ、県発注の下着については、2月4日～6日に各市・区の指定場所に配布した。

② ガソリン、軽油、灯油の流通確保対策

震災当日は、被災地におけるガソリンスタンドの被害状況の確認に努めたが、電話網の混乱等により情報収集は遅々として進まなかった。

ガソリンや灯油不足の“噂”が流れることによるパニックを防止するために、18日に入ると、県石油商業組合と連絡を取り休業スタンドの被害状況の確認と営業再開要請を行った。なお、18日の営業状況は14%と判明した。

併せて、近畿通産局資源部石油課を通じ、石油元売12社に対し、ガソリン、軽油、灯油の安

定供給の要請を行う一方、個々の店舗の被害状況調査と早期の営業再開への努力を要請した。

1月19日の営業状況は、被災地域内の全ガソリンスタンドの28%であったが、休業店舗109件中、49件が輸送の悪化に伴う在庫不足であった。

このため、石油類運送会社に迅速な配送努力を要請することとし、県警と連絡を取り合って、通行規制区間、通行許可標章の取得方法などについて指導した。

その後、徐々に営業回復が見られ、とくに価格の値上がりもなく、1月22日には305店（同60%）に伸びた。

在庫不足により休業していたガソリンスタンドも24日には再開し、ガソリン、灯油の在庫量も十分となった。また、電気の復旧に伴い営業を再開する店舗も増え、営業率は1月30日には92%となり、平常に近い状態に戻った。

2月に入ると店舗の被災や設備の破損により休業していた店舗も、営業を再開しはじめ、16日には、営業率96%に達し、完全に平常状態になった。

2月4日には、屋外避難者用テント（21箇所、418張り）への暖房用灯油の輸送について、自衛隊の業務の一部を県が引き継ぐことになり、近畿通産局石油課、災害対策本部、兵庫県石油商業組合の3者による調整を行い、2月10日に供給システムを確立、2月13日からスタートさせた。

③ 生活必需物資の流通確保対策

震災当日は、被災地内の百貨店、スーパー及びコンビニエンスストア等の営業状況、物資供給状況の把握に努めたが、当日午後8時現在の営業店舗数は調査対象計625店のうち217店（34.7%）であった（内訳：百貨店なし、スーパー53店舗、コンビニ約150店舗、生協14店舗）。

交通渋滞に加え被害状況の把握が十分できないため、各社とも混乱を極め、正常な物資の供給が行えない状態であり、営業を再開した店舗には買物客が殺到して特に飲料水やラーメンなどの食料品等の在庫切れや品薄状態が生じていた。店頭には長い行列ができて入り場制限を行っている店舗もあった。

県としては、チェーンストア協会及び関係各社に対して、営業可能な店舗への生活物資の供給と、建物内での営業が不可能な店舗については駐車場等での臨時営業について最大限の努力を行うように要請する一方、各社の行う生活必需物資の輸送に対する支援として、交通情報の提供等を行った。

1月19日に入ると、交通網の寸断・渋滞により物資輸送の遅れが深刻となり、迅速な輸送確保が最大の課題となってきた。警察の緊急車両による先導等、神戸市内の各店舗への陸路輸送の確保に努める一方、陸上自衛隊の大型ヘリコプターによる空輸（大阪空港→ヘリ→県消防学校）を実施（19日～20日）し、飲料水・ラーメン・牛乳等の生活必需物資を輸送した。

1月20日には、不足物資の現地調査を行う一方、大型店の生活必需物資の供給状況を把握したが、衣料類では肌着、食品ではパン・カップラーメン等の非常食品、日用品ではポリタンク・乾電池等の需要が高いことが判明した。

被災地内の商店街・小売市場もライフラインの損傷にもかかわらず、神戸市内の元町商店街や東山市場の一部で営業を再開しつつあった。

こうした結果、主要百貨店、スーパー、生協、コンビニエンスストアの開店状況は、1月20日22時現在では、502店（80.3％）に達し、急速な回復をみた。

なお、21日以降、随時、主要量販店に対し、県に寄せられた生活必需物資の店頭無償配布を依頼して実施した。

その後も、主要百貨店、スーパー、生協、コンビニエンスストアの開店状況は順次回復し、生活物資へのニーズは、衣類への志向が高いほか、非常食から常用食へ、災害グッズから簡易家具へと変化をみせた。

2月に入っても、購買状況の調査を行ったが、大規模小売店舗等の営業状況はほぼ平常化し、5日16:00現在の主要百貨店、スーパー、生協、コンビニエンスストアの開店状況は、調査対象計625店のうち545店（87.2％）に達した。

④ 災害対策資材等の流通確保対策

1月18日未明以降、県警本部から柩の大量の調達依頼があり、兵庫県葬祭事業協同組合連合会をはじめ、全国葬祭事業協同組合連合会へも協力を要請した。

調達できた柩の輸送については、県警の緊急車両によるリレー先導などにより迅速な対応を図った。あわせて、ドライアイスの調達についても行い、大阪のメーカーによる緊急生産の協力も得て確保した。この間確保した柩は1,262本、ドライアイス30tであったが、20日には必要量を確保できた。

1月18日以降、災害救助用物資等34品目について、県下関連21団体に供給可能体制についての緊急調査を行ったが、各業界とも供給確保についての取組みを開始しており相当数の資材について、所要の供給が可能との回答を得た。

品 目	数 量	調 達 先	品 目	数 量	調 達 先
テント	35張	TSP太陽（大阪）	軍手	2万双	加西商工会議所
乾電池	2万個	松下電器産業（大阪）	長靴	8,000足	アキレスほか
懐中電灯	1万個	松下電器産業（大阪）	ガソリン券	30万ℓ	出光石油神戸支店
スコップ	1万個	三木商工会議所	レンタカー	50台	マツダレンタリース 姫路ほか

ただ、懐中電灯の品不足が深刻となってきたため、(株)日本乾電池工業会に追加要請を行い、1月24日～25日にかけてグリーンピア三木（物資備蓄基地）に到着し、順次市町に配送した。

また、降雨に備えて、1月21日、業界団体等にビニールシート、傘、カップ、長靴等の在庫量調査を行い、ビニールシートは、近畿地域での在庫が殆どなかったため、メーカーが緊急増産に入る一方、全国各地からの在庫の調達や大手建設会社への協力要請などに努めた。

1月23日、本格的な復旧に必要な住宅建材等に係る主要産業団体の供給可能体制、製造

能力、今後の対応について近畿通産局に対し、調査要請を行った。

1月27日以降、近畿通産局から、住宅建材等の主要42品目について回答があり、生コン、石膏ボードを除き、供給に懸念がない旨の回答があった。

ウ 救護物資等備蓄基地

地震による被害の大きさが全国に伝わるにつれ、各地から物資提供の申し出があり、県では消防学校を救護物資の備蓄基地として運営することとした。

「消防学校基地」

・神戸市北区山田町下谷上字中一里山15-13

・面積	屋内訓練場	900 m ²	
	運動場	10,000 m ²	テント120張り

18日以降、ヘリコプターやトラックによる救護物資の搬入増大に対応し、24時間体制で物資の受け入れを行い、屋内訓練所に毛布、食料、日用雑貨等分類しながら保管したが、深夜にはほぼ満杯状態となった。

このため、被災市の各災害対策本部と調整し、トラック（20～30台）による市町への救護物資搬送を開始するとともに、21日からは、避難所からの要望に迅速に対応するため、備蓄基地から避難所への直接搬送も開始した。

また、屋内保管所に加え、運動場での保管を開始したが、すぐにスペース不足の状態となり、なお全国から多くの救護物資が寄せられていることから、第2の備蓄基地として年金事業団の保養施設である三木市のグリーンピア三木第2駐車場を物資備蓄基地として借り受けることについて協議を進め、21日午後には受け入れ態勢を整えるとともに、23日からは、消防団100名（3交替延300名）の応援もあり、24時間体制で全国各地からの救護物資を受け入れた。

「グリーンピア三木基地」

・三木市細川町槇山900

大規模年金保養基地グリーンピア三木内

・面積	第2駐車場	7,000 m ²	テント400張り
	グラウンド	6,500 m ²	テント150張り

その後も、消防学校では、ボランティアの協力を得て、食料、飲料水、衣類等の搬送に努め、自衛隊ヘリコプターによる淡路への食料品等の搬送も行われた。

また、グリーンピア三木基地では、物資の仕分け作業のため、民間ボランティア、高校生、大学生が活躍したほか、各市の青年会議所が、車20台で配送の応援をするなど協力の輪が広がった。

2月3日には、三木山森林公園を、毛布・布団など比較的長期間備蓄する物資を対象とした第3の物資備蓄基地として、県職員4名、消防団50名を配置した。

「三木山森林公園基地」

・三木市福井字三木山2465-1

・面積 第1、第2、第3駐車場 イベント広場

9,700 m² 大型テント6張り

2月14日より、救援物資の長期保管に対応するため、第4番目の基地として大阪空港旧外国貨物ビル(6,500 m²)を関西空港ビルディング株式会社から借受け、毛布・防水シート等を保管するとともに、関東方面から来る物資の受入れ基地としても使用することとした。

「大阪空港内基地」

・豊中市蛍ヶ池西町3丁目400

・面積 大阪空港内(旧外国貨物ビル) 6,500 m²

(2) 物価安定対策

ア 相談体制の強化

震災後直ちに既設の物価ダイヤル等を利用して県民からの苦情・相談に対応したが、24日からは物価ダイヤルを増設し、24時間対応体制に拡充、便乗値上げ・買占め売り惜しみの疑いのある業者に対しては、すみやかに事実確認のうえ、不当な行為については是正指導を行った。

震災直後は食料品、日用品の相談が多く、時が経つにつれて家賃、家屋修理に関するものが増加していったが、特に便乗値上げと断定できるものは見られなかった。

* 物価ダイヤル受付件数

1/18 ~22	3件
23 ~30	87件
31 ~2/17	161件

イ 価格監視の実施

小売店の営業再開に伴い、19日から毎週、食料品、日用品等生活関連物資44品目についての小売価格調査を県下155店舗で実施、便乗値上げや売惜しみがいないか調査を開始した。

* 営業率(1/23)

大規模小売店	89%	・コープこうべ	94%
ガソリンスタンド	72%		

灯油、ガソリン等については、価格は安定しており、その他の商品についても価格の高騰はみられなかったが、阪神地域において、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、アンダーシャツについて震災前と比較して若干の価格の上昇があった。

しかし、この上昇は、特売商品が非常に少なかったために生じたものであり、その後、物流が徐々に回復に向かい、震災前とほぼ同じ状態に戻っている。

食料品は、ライフラインの関係で、調理を要する肉・魚が店頭になかった。みかんの価格上昇は、震災前からの品薄傾向によるもので、まもなく安定し、他の品目についても価格の変動はみられなかった。

小売価格調査品目

種 類	品目数	品 目	担 当 部 局
農 林 物 資	28	食パン、食用油、みそ、おにぎり、包装もち、輸入牛肉、国産牛肉、まぐろ、キャベツ、にんじん、ねぎ、りんご、みかん、いわし、ほうれんそう、はくさい、ばれいしょ、だいこん、きゅうり、トマト、たまねぎ、塩さけ、卵、ミネラルウォーター、牛乳、即席中華めん、 <u>育児用粉ミルク</u> 、 <u>カップめん</u>	農 林 水 産 部
商 工 物 資	16	L P G、灯油、軽油、ガソリン、紙おむつ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、アンダーシャツ、乾電池、生理用品、ガスボンベ、 <u>シャンプー</u> 、 <u>洗濯用洗剤</u> 、 <u>台所用洗剤</u> 、 <u>ラップ</u> 、 <u>アルミホイル</u>	商 工 部 (下線は、県独自に指定した)

消費生活関連施設が順次復旧していく中で、28、29日に物価モニター(133名)に対して生鮮野菜及び家賃の価格動向等の聞き取り調査を実施したが、生鮮野菜について、3割が価格上昇と品薄を指摘し、また、今後、家賃の上昇を予測する者が多くあった。

その後、くらしのクリエイター(607名)と物価モニター(133名)による定期調査を実施したが、物価は安定していた。

ウ 家賃値上げの監視

住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、兵庫県宅地建物取引業協会等に対し、協力を要請するとともに、30日から各賃貸住宅取扱業者に対する調査を実施して家賃状況の把握に努めるとともに値上げ物件を取り扱わない等の要請・指導を行った。

被災地及び周辺地域では震災直後に空き物件が無くなるような状況ではあったが、一部値上げがみられるものの、家賃高騰の状況はない。

エ 国等への要請

1月28日、価格高騰等に迅速に対応できるよう、国に対して「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等物価安定緊急対策の実施を要請し、電話、電気、ガス、郵便料金等については、値上げの凍結や支払い免除等の措置がとられた。

さらに、各市町に対しても、物価安定対策の充実について、きめの細かい対策を図るよう通知した。

オ 情報の提供

物価の安定のためには、供給対策だけでなく、消費者の買い急ぎや、悪質な商法からの被害を防止するなど、適切な情報提供が必要である。そこで、30日から、各避難所に迅速かつ的確な生活情報を提供するとともに、物価啓発紙47,000部を被災地域を中心に配布し、啓発に努めた。

5 ライフラインの復旧（水道、電気、電話等）

〔概要〕

地震によるライフラインの被害は甚大であったが、各施設において被害箇所の確認と早期復旧に努めるとともに、被災者に対するさまざまな支援活動が展開された。

水道施設は、配水管等の管路に被害が集中したため、厚生省との協議により設置した水道復旧支援本部のもと、全国からの支援を受け、他府県も含めたチームによる復旧作業が行われるとともに、自衛隊等による給水活動も地震当日から実施された。

また、特に被害が甚だしく断水期間が長期化した神戸市、芦屋市、西宮市に対しては、市の給水活動を補完するため、県が直接手配して、病院等に給水車やポリタンクによる飲料水の給水を行うとともに、生活用水の供給も行った。

電気施設は、送電設備等が被害を受けたが、17日中には50%が復旧し、未復旧地域の病院等に対して、移動用発電機車による緊急送電を実施するとともに、関西電力(株)を中心として、全国の電力会社からの応援を得た復旧に取り組んだ結果、震災1週間後には応急送電が完了し、本格復旧に向けた電柱の取り替え作業を行っている。

電話については、交換機故障や通信ケーブルの被害による不通のほか、神戸方面に対しての通話が集中したことによる輻輳状況も発生した。

応急復旧対策として、避難所等に特設公衆電話やFAXを設置するとともに、応急復旧班の増員等により、1月31日には復旧対象の100,000回線についてほぼ復旧が完了した。

都市ガス施設については、ガス管の損傷がひどく、約84万5千戸でガス供給が停止したほか、供給停止以外の地域からガス漏れの通報が殺到した。

大阪ガス(株)により、代替燃料としてのカセットガスコンロやボンベが提供されるとともに、全国のガス会社からの応援も含め、7,800名体制での復旧作業が行われたが、復旧作業の障害が多く、被災後1カ月後の復旧率は33%にとどまった。

LPガスについては、(助)兵庫県プロパンガス協会による電話相談が行われるとともに、30日には消費世帯の安全点検を終了した。

(1) 水道施設の被害と応急・復旧への対応状況

地震直後、県下の断水戸数は127万戸に及び、翌日までに復旧した地域を除く9市5町において断水が継続したため、県民生活に重大な障害が生じた。

水道は、今回の震災で、貯水・取水から配水まで多くの施設で被害が発生した。貯水施設では、西宮市のニテコ貯水池の堰堤が破損し崩壊寸前になるなど4市1町の9施設で、取水施設では、芦屋市の取水口が土砂崩れで取水不能になったほか5カ所で、浄水場は大きな損壊こそなかったものの9事業10カ所が構造物や施設・設備の破損により一時的に機能が停止し、また配水池が6市11カ所、その他ポンプ・電気・計装などの多くの設備が損害を受けた。

さらに、配水管、導水管等の管路には、甚大な被害が集中し、広範囲で断水が継続することとな

ったため、18日から県職員を被災市町へ派遣するとともに、県に派遣された厚生省職員と被害状況の確認や緊急給水、応急復旧の方法等について協議を行い、全国都道府県から提供された復旧工事等のための資材・応援人材等のリストを、被災市町に配布、厚生省と日本水道協会に対して他府県及び県内市町による復旧作業チームの出動も要請した。

タンクローリー、給水車等による緊急給水は、民間団体も加わりながら引き続き行われるとともに、全国からのポリタンク、ペットボトルによる水の配布や、17日から給水を開始した海上保安庁に加え、海上自衛隊、大阪市港湾局の船舶からの給水も開始された。

また、21日からは、市の給水活動を補完するため、被害が激しく断水期間の長期化が予想された神戸市、芦屋市、西宮市の病院等に対する給水車やポリタンクによる給水を開始するとともに、22日には、各避難所に対し、散水車、コンクリートミキサー車等による防火用水も兼ねた生活用水の給水を開始した。

27日には、水道施設の早期復旧を図るため、厚生省との協議により、大阪府水道部に水道復旧支援本部を設置し、被災地応援に関する資材、人材等の支援受入、市町への割当等を行った。

1月中に、三木市（21日）、淡路町・東浦町（24日）、川西市（20日）、津名町・一宮町（30日）、尼崎市・明石市（31日）の4市4町で仮復旧完了した。

2月に入っても、神戸市、西宮市における漏水量が予想以上に激しかったため、復旧工事と平行して、神戸市に対しては、県営水道からの送水量を増やすとともに、神戸市、西宮市に武庫川からの緊急取水を実施させた。

復旧工事にあたっては、水道復旧支援本部のもと、全国からの支援を受け入れ、伊丹市（2日）、宝塚市（7日）、北淡町（11日）で仮復旧完了し、2月17日現在での断水は、神戸市、西宮市、芦屋市の3市で約175,000戸となったが、引き続き自衛隊、他府県・県内市町及び民間団体による給水車の支援も含めた、医療用水、生活用水の供給に取り組んだ。

(2) 電気施設の被害と応急・復旧への対応状況

17日の本震により送電設備等が被害を受け、兵庫県及び大阪府の一部において、100万戸が停電したため、関西電力㈱に被害状況の把握と早期復旧を依頼した。

関西電力㈱では非常災害対策本部を設置して応急復旧体制を確立し、17日中に50%が復旧し、18日以降は順次復旧して震災1週間後の23日には応急送電が完了した。

18日午前、関西電力㈱から連絡を受けた全体の被害の概要と前日の復旧状況は下記のとおりである。

【停電戸数】 17日（7時30分） 100万戸 （大阪市の一部を含む）

【被害総額】 2,300億円

・変電・配電関連設備	1,900億円
・業務設備（神戸支店、三宮、兵庫、西宮の各営業所）	200億円
・土木設備（道路、護岸）	70億円

【復旧戸数】 17日（20時）停電戸数50万戸 復旧戸数計 50万戸

関西電力では自社・協力会社からの応援と全国の電力会社からの応援を得て、ピーク時には4,700人の体制で復旧に取り組んだ。

また、関西電力をはじめ東北電力、九州電力などの移動用発電機車60台を被災地に投入し、病院等に対し優先的に緊急送電を行った。

【復旧状況】	18日	停電戸数	36万戸	復旧戸数累計	64万戸
	19日	停電戸数	11万戸	復旧戸数累計	89万戸
	20日	停電戸数	6万戸	復旧戸数累計	94万戸
	21日	停電戸数	3万戸	復旧戸数累計	97万戸
	22日	停電戸数	1万戸	復旧戸数累計	99万戸

1月23日15時、応急送電の体制が整い、送電可能な家屋への電気供給が完了した。

被災等で留守の場合又は家屋破損等の場合は、保安上の観点から送電を保留しているため、ラジオ・テレビにより広報し、安全確認のうえ順次電気を供給した。

また、設備の信頼性を向上させるため、本格復旧に向けて、電柱の取り替え作業等を進めた。

【復旧状況】 23日 復旧戸数 100万戸（復旧率100%）

(3) 電話施設の被害と応急・復旧への対応状況

電話施設等の被害は、地震発生時の電源の停止による交換機故障により、約285,000回線が不通となった。加入者系通信ケーブルも、被災対象地域の全回線数1,443,000回線のうち、約193,000回線が家屋倒壊等により被害を受けた。

地震発生の日1月17日は、全国から神戸方面に対して通常ピーク時の50倍程度の通話が集中し、著しく電話がつながりにくい輻輳状況となり、その後も電話のかかりにくい状況が21日まで続いた。また、電報は配達できないため受付が規制された。

N T Tは被害発生と同時に直ちに復旧作業に取り組み、交換機系は18日の午前中に全て回復、その他についても1月31日までに順次復旧したが、こうした電話施設の被害状況と応急復旧の進捗状況について、N T T関西支社広報室を窓口として実態を把握するとともに、避難者呼び出し電話の設置要望等について、対応要請を行うなど、対N T Tとの窓口として調整を行った。

18日、N T Tは、約150名の被災調査班を編成し、火災等によるケーブル切断のための不通回線の実態調査に入るとともに、応急復旧対策のひとつとして特設公衆電話が、翌日にはN T Tの支店および避難所となっている小学校等の10カ所に212台が設置された。

以後、応急復旧班を順次増員して、現地で復旧作業に全力をあげたほか、特設公衆電話を設置拡大するとともに仮設住宅等のための電話機（30,000台）を県に寄贈する申し入れも行われた。また、21日には聴覚障害者のため、避難所へ臨時F A Xが22台設置された。

22日になって、不通回線は合計で約60,000回線であり、このうち応急修理で回復が可能と判断さ

れるものが約20,000回線との調査報告が発表されたが、残りの約40,000回線は家屋の全・半壊または焼失により早期回復が困難とNTTは推定した。

23日には、特設公衆電話（臨時FAXを含む）の設置も369カ所、1,198台になった。

応急復旧の作業が進むにつれ、新たに回復が必要な回線が判明し、27日時点で当初のNTT推定数字を超える約40,000回線まで回復させたが、復旧対象の回線はなお残った。

特設公衆電話の設置拡大については720カ所2,634台となる。

29日には、約70,000回線が復旧し、神戸市、芦屋市、西宮市以外の地域でほぼ正常に戻り、翌日には神戸市の一部地域を除きほぼ正常どおり電話が使える状態となるとともに、電報の受け付けについても通常どおりとなった。

31日には、最終的に被害に遭った約193,000回線のうち応急復旧の対象となった約100,000回線の復旧についてはほぼ復旧が完了し、2月1日、NTT関西支社から「兵庫県南部地震による応急復旧の完了について」が発表された。

残りの約93,000回線は、家屋の倒壊等により復旧が困難な回線であり、今後家屋の復旧に合わせて対応していくこととなった。

また、特設公衆電話は被災地内の約760カ所に約2,700台が設置された。

兵庫県南部地震における電話施設の被害・復旧状況

区 分	被 害 ・ 復 旧 状 況
交 換 機 故 障	原 因：長時間の商用電源の停止とバックアップ電源の損壊等 被災規模：約 285,000回線（神戸地域） り障時間：最大約29時間 復旧対応：交換機の故障については、非常用移動電源車を出動させるなどして、1月18日午前中までに回復
加 入 者 系 故 障 （電話回線等）	原 因：家屋の全半壊や火災によるケーブル焼失等 被災規模：約 193,000回線 り障時間：約14日間 復旧対応：家屋の全半壊等により早期復旧が困難なものを除き、 約 100,000回線を1月31日にほぼ復旧

(4) ガス施設の被害と応急・復旧への対応状況

ア 都市ガス対策

地震発生後、ガスの状況を把握するため、大阪ガス㈱へ電話をしたが通じなかったため、午前10時50分、大阪ガス㈱兵庫支社（神戸市中央区東川崎町）へ職員を派遣、「本日正午からガスの供給を全面的に停止する。復旧の見込みは立っていない」との回答を得た。

大阪ガス㈱では、ガス製造供給設備の被害状況を把握しつつ、早速、神戸市東灘区、灘区、中

中央区、兵庫区、長田区の全域、須磨区の一部、芦屋市の一部で供給停止を行い、午後9時までに神戸市の他の地域や阪神地域で、合計約84万5千戸を供給停止した。

18日、改めて大阪ガス(株)に対してガスの早期全面復旧を要請した。同社では、日本ガス協会や他のガス事業者から、約1,800名の応援を得て、約7,800名の体制で復旧に取り組むことになり、19日応援隊第一陣が到着した。

大阪ガス(株)は、泉北製造所、姫路製造所の2か所でLNG(液化天然ガス)を原料として都市ガスを製造しており、これらの施設では被害がなかったため通常通りガスの製造・供給が行われ、復旧作業は、供給の流れや被害状況等から供給停止地区の東側(西宮)及び西側(明石)の両端から開始された。

22日に西宮市の一部で初めて低圧ガスの点検・修理が行われたが、ガス供給が再開された一般住宅は皆無であった。22日までに中圧でガス供給を行っていた宝塚市立病院、市立川西病院等の一部施設の供給を再開した。

一方、ガス供給停止以外の地域からはガス漏れの通報が殺到し、21日午後6時までに道路での漏れが4,600件、屋内での漏れが1,920件に達した。

24日には宝塚市の一部地区等で一般住宅へのガス供給が初めて再開され、30日までに復旧したのは、40,000戸であった。

震災後、1か月半で全ての地域で供給を再開する予定であったが、

- ① 雨水、水道管の破損等による導管への予想以上の水の流入
 - ② 多数の家屋倒壊、道路の瓦礫、道路の損壊による復旧隊の移動、道路の掘削の遅れ
 - ③ 多数の路上駐車による道路の掘削の遅れ
 - ④ 交通渋滞
 - ⑤ 地中埋設導管の被害状況の把握、漏洩箇所の特定、修繕に多大な時間が必要
- 等の理由により、復旧作業は遅れた。

このため、大阪ガス(株)から、神戸市、宝塚市、芦屋市、明石市、西宮市、川西市、伊丹市、尼崎市の各災害対策本部へ、避難所用としてカセットコンロを112,500台、ボンベを520,500本の提供があった。

25日、大阪ガス(株)と(財)兵庫県プロパンガス保安協会は、代替燃料として一時的にLPガスを使用する一般家庭や避難所等に対し、LPガス容器の使用上の注意に関する文書を作成・配布し、安全な取扱いの周知徹底を図った。

これまで7,800名の体制で復旧作業を行ってきたが、復旧活動の地域が拡大し、また被害の大きい神戸市中心部へ進むにつれ、さらに復旧作業の困難さが増すことから、新たに全国のガス会社から500名の応援を得て、2月1日から総勢8,300名の体制で復旧作業を行うこととなった。

2月16日までの復旧戸数の累計は約28万戸であり、当初の供給停止戸数84万5千戸に対しての復旧率は約33%であった。

イ LPガス対策

17日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会の9支所に対し、LPガス消費世帯の被害状況を調査し報告するよう指示した。

18日、(財)兵庫県プロパンガス協会は、「兵庫県南部地震LPガス災害対策本部」を設置し、二次災害の防止、設備の安全点検に着手するとともに、一般住民からの電話相談窓口を開設した。

病院等からLPガス供給の緊急要請に対応し、直ちに確保するとともに、LPガス販売店に対して、早期に営業再開するよう指導した。

30日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会は、LPガス消費世帯の安全点検を終了した。

県では、都市ガスの復旧作業の難航に伴うLPガス容器及びカセットボンベの普及に対応し、2月3日、使用済みLPガス容器及びカセットボンベの取扱いについて、各市町災害対策本部に通知し事故防止を図った。

6 住宅対策

〔概要〕

未曾有の大震災により住宅を失った被災者に対する住宅対策として、応急仮設住宅の建設に取り組むこととし、1月19日の第1次発注以降、用地の確保とともに3月末3万戸の完成を目指して工事に着手した。

また、被災者を一時的に避難させる住宅として、既設公営住宅・公団住宅等の空家を確保することが緊急の課題であったため、建設省との緊密な連携を図り、県営住宅の空家はもとより、県内各市町、近隣府県の公営住宅等の空家住宅も確保し、被災各市に提供を行った。

被災各市町においては、入居事務等の準備が進められ、1月25日以降、各住宅への入居者が順次決定している。

さらに、今回新たに国の支援を得て、民間アパート等賃貸住宅を、一定の条件のもとに災害救助法の仮設住宅として県が借上げ、家を失った被災者の中でも高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に提供するとともに、受入れ可能な企業の所有する社宅、保養所等の情報を整理し、被災者へ提供した。

(1) 応急仮設住宅対策

震災初日から、倒壊家屋、公営住宅の被害状況等の把握に努めるとともに、住宅を失った被災者に対する住宅対策が緊急の課題との認識のもと、18日には、応急仮設住宅を建設することを決定し、被災市町に対しこの旨連絡するとともに、用地確保の協力を要請した。

また、建設大臣を通じ、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の生産供給に全面的に協力を要請し、19日に第1次分として2,961戸の応急仮設住宅を発注、この内4地区482戸については20日から工事に着手した。

一方、住宅・都市整備公団、運輸省、大蔵省近畿財務局、近畿郵政局等からの用地提供協力の申し出が相次ぐ中、被災地隣接市町へも用地の提供を依頼した。

また、22日には、応急仮設住宅の必要戸数を検討するため避難所726カ所で避難所緊急パトロール隊による聞き取り調査を実施した。

23日から28日にかけて、応急仮設住宅の供給体制等について建設省、(社)プレハブ建築協会と協議を行う一方、厚生省と戸数、予算、制度の解釈等について折衝を続けた。

25日、第2次発注分として、8,141戸を発注し、この内2,060戸については、住宅・都市整備公団の協力を得て、同公団に工事監理を委託することとし、さらに、応急仮設住宅建設工事の本格化に伴い、京都府職員の応援をはじめ、12府県市職員等の応援を得ることになった。

一方、カナダ総領事からのマルチドーム型テントの寄付申し出があり、集会室、子供の遊び場等の多目的利用のため14張の寄贈を受けることとした。

31日、「原則として今回の震災で家を失くされ入居を希望される方々全員に応急仮設住宅を提供する」との方針を決定し、先に調査した「応急仮設住宅に関する聞き取り調査」の結果から、当面

必要となる応急仮設住宅の建設戸数を3万戸とし、2月1日、第3次発注分として10,688戸を発注したが、この中には加古川市の他7市町の被災地外市町域への建設分が含まれている。

2日には、五色町で応急仮設住宅の入居が開始された。

9日には第4次発注として8,257戸を発注し、当面の目標としていた3万戸の発注を達成したが、この4次発注分の中には米国、英国からの輸入住宅800戸、大阪府、大阪市からの建設支援による1,070戸も含まれている。

(2) 公営住宅等への一時入居

17日には、住宅供給公社各事務所と連絡を取り、県営住宅の空家状況を把握、空家550戸を神戸市ほか被災各市に配分するとともに、近隣府県等に対して、空家住宅の提供を要請した。

被災者がこれらの公営住宅の空家への入居を希望する場合、最大限の配慮をする旨の1月19日付け建設省通達「兵庫県南部地震に伴う公営住宅への入居取扱いについて」を、県内公営住宅主管課長あて通知するとともに、被災者からの一時入居の相談に対応するため、23日から専用電話（10台）を設置した。

また、雇用促進事業団が空家1,733戸を被災者用に確保し、同事業団兵庫雇用促進センター（神戸市内）において、一時入居の募集を開始した。

24日には、県庁内に岡山県の公営住宅への一時入居現地連絡窓口を開設するとともに、住宅・都市整備公団関西支社仮移転住宅特別対策班（1月21日設置）から近畿府県に所在する2,172戸の空家住宅の提供を受け、各被災市に配分した。

26日には、大阪市内に、建設省の支援による全国の公営住宅等の一時入居を斡旋する「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が設置された。

また、27日から住宅・都市整備公団仮移転住宅特別対策班において、全国の空家住宅約3,000戸の一時入居の募集が開始された。

28日現在、一時入居受入可能戸数は25,444戸、入居決定戸数は1,987戸となったが、31日に、「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が作成した全国の公営住宅等の空家情報リストを避難所等に500部配布するとともに、2月9日には、斡旋周知用ポスター・チラシを5万枚配布するなどの情報提供を行った結果、10日現在、一時入居受入可能戸数は29,339戸、入居決定戸数は5,928戸となり、16日現在では、一時入居受入可能戸数は29,360戸、入居決定戸数は6,434戸となっている。

(3) 民間アパート等賃貸住宅の提供

阪神・淡路大震災で住宅を滅失した被災者に対し、今回新たに国の支援を得て、民間アパート等賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借上げ、高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に、生活の場を確保することとし、2月8日から10日まで申込みの受け付けを行ったが、730世帯の応募があり、111世帯262名が2月中旬から下旬にかけて提供住宅に入居することとなった。

(4) 企業社宅等の情報提供

1月24日、兵庫県商工会議所連合会等を通じて、受入れ可能な企業社宅、保養所等の情報収集を行った結果、県内外の28企業から433戸の提供申し出があった。

これを整理し、記者発表（1月30日、2月7日）を行うとともに、被災者への情報提供に努めた結果、遠隔地の社宅等は低調ではあるが、被災地に近いところから被災者の入居が進むなど一定の成果があがりつつある。

7 生活救援対策

〔概要〕

生活救援対策としては、震災後当面の「生活資金対策」にまず取り組み、併せて、「社会的弱者への援護」に努めた。一部において、家屋の被害の程度の判定や災害義援金の支給をめぐる、窓口での混乱が生じたが、全体として住民生活は復旧への過程を確実にたどっていった。

被災者の不安な心理状況を解消し、激変する生活環境への順応を支援するために、「被災者福祉なんでも相談窓口」を設けるなど、生活に密着したきめ細かな対応を迅速に実施したことが、被災者の心理状態の安定を図り、結果として復旧へのあゆみを混乱のない確かなものにしたのではないかとと思われる。

家族を亡くした人及び家屋の倒壊、焼失等により、当座の生活資金に困窮する被災者に対しては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく「災害弔慰金」及び「災害障害見舞金」の支給並びに「災害援護資金」の貸付制度があり、また、県独自の制度として「災害援護金」の支給や、また社会福祉協議会による「生活福祉資金」の融資制度がある。

しかし、法律に基づく「災害弔慰金」や県独自の「災害援護金」の支給には、罹災証明などの手続きが必要であり、今回は罹災件数が非常に多いことから、事務処理に相当の日時を要することが見込まれた。

そこで、被災者の早期立ち直りと生活の安定化のためには、一日も早い対応が求められたことから、緊急的な措置として緊急生活資金の給付を政府に対し要望した。その結果「生活福祉資金特別貸付（小口資金貸付）」として認められ、緊急の生活資金需用に対応した。また、法律に基づく「災害弔慰金」及び県独自の「災害援護金」についても、その後市町のり災証明事務の進展とともに、順次支給が進んだ。

一方、全国各地から次々と寄せられる義援金については、募集、配分に対する組織的な対応を即時整えるとともに、多数の被災者の支援のため、市町の体制の整備を待って1月31日に第1次配分を行うなど早期配分に努めた。

さらに、預金証書を紛失した者等への対応として、関係金融機関に対して弾力的な対応を要請するなど、緊急事態に対処した。なお、本人確認の手段として運転免許が役に立つことから、震災で運転免許証を紛失した者への再発行を迅速に処理したほか、運転免許の有効期間の延長措置もとった。

社会環境の激変に順応することが困難な社会的弱者を救済するため、要介護高齢者や障害者に対して、「ホームヘルパー派遣」や「入浴介護」など在宅福祉施策の再開はもとより、社会福祉施設への「緊急一時入所」の措置をとったほか、一部の避難所では聴覚障害者に対する文字放送などのサービスも行った。

また、被災児童の児童福祉施設への措置やメンタルケアなどを実施するとともに、外国人県民に対しては、「緊急外国人県民相談窓口」の設置をはじめ、避難所への通訳の派遣なども行った。

さらに、生活保護の一時扶助を実情に即し迅速かつ弾力的に適用する措置を講じたほか、各種健康保険や国民年金についても状況に応じて、弾力的な取扱いをはじめとする特例措置を行い、県税につ

いても申告期限の延長を行い、減免を検討している。

(1) 生活資金対策

ア 生活福祉資金特別貸付（小口資金貸付）

1月19日に来県した村山総理大臣に対し、被災者に対して緊急的に生活支援を行う新しい制度として、「緊急生活資金制度」（給付金）の創設を緊急要望し、21日には井出厚生大臣にも同様の要望を行った。

厚生省において検討の結果、1月25日、昭和61年の伊豆大島三原山噴火災害に際し実施した生活福祉資金の特例措置と同様の貸付が実施されることとなった。

兵庫県社会福祉協議会が実施主体となったが、激甚災害の指定により、国3/4、県1/4の負担となったものの、予算措置が間に合わないことから、まず貸付原資の調達が課題となり、県社会福祉協議会が金融機関から融資を受けて対応することとした。

次に、貸付事務の窓口となる各市町の社会福祉協議会の実施体制の確保が問題となった。そこで、他府県の社会福祉協議会から120名、県内の被災地以外の社協から90名の職員の派遣を依頼し、各市町の社会福祉協議会の応援にあたった。こうした取り組みの結果、1月27日の貸付開始にこぎつけたが、貸付窓口での大きな混乱が予想されたため、警察官の派遣を求めて、混乱の防止に努めた。

市町の罹災証明の発行が開始され、弔慰金の支給等公的制度的実施の見込みがつき、義援金の第一次配分もなされる等、緊急的措置としての生活福祉資金の所期の目的をほぼ達成したことや、一部に不正借受の懸念も出てきたことなど総合的に勘案し、2月9日をもって、生活福祉資金特別貸付を終了することとした。

貸付件数 5万4千件 貸付金額 79億8千万円

【生活福祉資金特別貸付制度の概要】

貸付対象：今回の罹災により、世帯員の死亡や負傷、住居の損壊等により、生活に困窮している場合であって、緊急に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯

貸付限度額：10万円以内（特に必要と認められる場合は、20万円以内）

貸付方法及び利率：償還期限は据置期間（2年以内）経過後3年以内

据置期間中は無利子、据置期間経過後は年3パーセント※ 災害時の緊急的対応であるため、①特例的に低所得者に限定せず貸付を行う。②資金交付は申請受付日の翌日とする。③貸付手続きは極力簡素化を図り、添付書類は特に必要としない。④特別な理由により、保証人が得られない場合は無くてもよい。等の簡素化を図っており、貸付金制度としては、借受者の善意に期待する部分が多い制度といえる。

※ 償還期限については、貸付開始時「据置期間（1年以内）経過後4年以内」と定められており、貸付を終了した後に要綱改正が行われたため、借受者への通知、借用書の取扱等

が課題となっている。

イ 災害弔慰金等

1月20日から、北海道南西沖地震の実務経験のある北海道庁職員2名（1月20日～2月15日）及び厚生省職員2名（1月30日～2月10日）の応援を得て、事務処理の準備を進めた。（2月20日からは、他府県職員の応援を受けた。）

2月2日には、災害弔慰金の支給にあたり、重複支給や支給漏れを防ぐため他都道府県宛に、死亡者及び遺族の把握や災害弔慰金等の支給の報告を依頼した。また、2月8日には、県災害援護金の支給については、被害件数が多いことから、市町窓口において、対象者に引換券を交付し、当該市町内の金融機関窓口で現金と引き換える方法をとることとした。

しかしながら、市町の事情により口座振込や現金支給、あるいは市独自の引換券方式をとるところもあった。

2月17日には、県医師会に対し、災害弔慰金等の支給、貸付にあたって、医師の診断書や証明書が必要となることから、証明書の発行手数料の無料扱いと内容確認についての協力要請を行った。

予算措置については、災害対策本部の被害件数の把握が棟数か世帯数かの区別が不明確であったり、被害程度が全壊、半壊の認定をめぐる再調査が続出し、被害件数の把握に困難を極めたことから明確な見通しを欠いたが、とりあえず専決処分（第1次2月6日57億3,900万円、第2次2月20日102億円）及び予算流用（53億5千万円）を行い、その後に判明する増加分については7年度予算で対応することとし、総額212億8,900万円が生活文化部で予算措置され、6年度分については福祉部に分任執行がなされた。

災害弔慰金等の広報については、各市町の準備体制や処理方法が異なることから県からは制度の周知にとどめ、準備が整った市町で受付開始の広報をお願いすることとした。

その結果、大部分の市町では、災害弔慰金の受付は、2月中旬以降から、支給は、3月初旬から順次開始されることとなった。なお、被害の大きかった神戸市にあっては、被害程度の再調査が多く、3月中旬以降の開始となった。

なお、災害弔慰金の支給事務において、遺族の特定などで専門的な法律知識が必要なことから、芦屋市や西宮市では、弁護士をボランティアに加えて支給を行った。

ウ 特別災害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規程では、災害により死亡した場合には「災害弔慰金」が、重度の障害が残った場合には「災害障害見舞金」が支給されるが、家屋が破損した者に対する見舞金及び災害により身体的に障害を受けた者に対する見舞金制度が欠落している。

この点に関して、1月19日に村山総理大臣に対し、新しい制度として「緊急生活資金制度」（給付金）の創設を緊急要望し、その後も機会あるごとに要望を続けた。

(2) 災害義援金の募集、配分

多くの国民や企業、団体等から寄せられる災害義援金は、被災者にとって大きな支えとなる。

災害義援金をどのように募集し、公平かつ適正な配分を行うかが課題であるが、今回は「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を設置し、災害義援金の募集及び配分を実施している。

ア 募集委員会の設置

1月17日に早速、兵庫県あてに災害義援金の申し出があったので、取りあえず兵庫県としての取扱方針を検討した。その結果、18日兵庫県として銀行口座を開設して災害義援金を受け付けることし、相前後して、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、被災市町等においても、災害義援金の募集が始められた。

その後、「災害義援金品募集配付計画」に基づく関係機関と協議を進め、1月25日、義援金の募集及び公平かつ適正な配分を行うことを目的に、同計画に基づく12機関に兵庫県共同募金会を加えた13機関で「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を発足させた。

災害義援金の配分は、統一的な基準により配分していくことが望まれるので、募集委員会では同委員会の各構成団体及び各市町において募集している災害義援金についても、同委員会に集約し統一基準を設けたうえで配分することとし、1月30日、同委員会の各構成団体及び県下の全市町に対しその旨の協力依頼を行った。

大阪府などの被災者に対しても配分することし、募集委員会では1月30日、同委員会の構成団体に大阪府、大阪府共同募金会等を加えることにした。

また、募集委員会では、新たに新聞社9社、民間放送会社4社に対し2月11日、同委員会の構成団体に加わるよう依頼したほか、被災市町の意見も反映させるため、津名郡津名町にも募集委員会の構成団体に加わるよう依頼した。

イ 災害義援金の受付・配分状況

震災当初は、救援物資と合わせて災害義援金が届けられるケースもあり、昼夜を問わず災害義援金を受け付けることが多かった。

震災1か月後の2月17日現在の災害義援金の受付状況をみると、兵庫県が受け付けたものは3,174件、約136億円となっている。

また、日本赤十字社、中央共同募金会、兵庫県、被災市町、募集委員会が受け付けた総額は、募集委員会が把握しているだけで2月17日現在、886億円となっている。

報道機関や災害義援金の寄託者、被災者等から第1次配分はいつから始まり、どのような基準で配分するのかといった問い合わせが多くなる中で、募集委員会においては、1月29日、死亡者及び行方不明者に対し1人当たり10万円、住家の全壊・全焼・半壊・半焼の世帯に対し1世帯あたり10万円を、それぞれ一律に見舞金として配分することを決定した。

そして、募集委員会では、1月31日までに関係市町へ所要額を送金し、支給体制が整った市町では2月1日から被災者への支給が始まった。しかしながら、被災件数が余りにも多く、罹災証明書の発行に相当の時間を要し、最も被害の大きかった神戸市では2月6日から被災者への支給

申請の受付が始まるなど、各市町によって開始時期が異ならざるを得なかった。

また、罹災の状況を認定する基準が明確でないため、災害義援金の支給が始まると、支給の根拠となる罹災証明書の認定基準をめぐって市町と被災者の間で混乱が生じ、罹災状況の再調査が相当数行われることとなった。

配分対象件数については、兵庫県災害対策総合本部が把握した被害状況に基づき当初約8万件と積算したが、被害状況の把握が進むにつれ大幅に増え2月13日現在で17万件と見込まれ、さらに2月17日現在、市町からの報告によると29万件に達すると見込まれ、最終的な配分対象件数の把握が極めて困難な状況にある。

第1次配分では、当面の生活に支障をきたす被災者への緊急的な対応が必要との考えのもと見舞金として配分したが、今後の配分においては、被災者の生活の再建、自立に焦点を当てて配分することも検討していく必要がある。

(3) 社会的弱者の援護

当初は要援護被災者の緊急入所等個別対応を図っていたが、1月22日からは、「緊急生活救援部福祉サービス班」を設置し、県社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部等の関係団体とも連携を図りながら、市町及び福祉施設への指導を徹底するとともに、厚生省や他府県等の協力を得て、社会福祉施設における入所者の処遇と職員の確保及び在宅要援護者の実態把握とサービス提供に全力をあげて取り組んだ。

ア 避難所・在宅の高齢者・障害者への援護

1月18日から翌19日にかけて、被災市町に被害状況や要援護高齢者や障害者への対応状況を確認したところ、多くの職員やホームヘルパーが被災するという困難な状況であったが、ホームヘルパーや民生委員等の協力を得て、要援護高齢者等の安否確認等に取り組み、緊急に施設入所を必要とする高齢者等が相当数見込まれること等が判明した。

並行して、厚生省と協議を進め、1月20日付けで厚生省から各都道府県、指定都市に対し緊急一時入所措置等の弾力的な取扱いについて通知がなされ、本県からも関係先に対して協力を求めた。

さらに、老人福祉施設については、老人福祉施設連盟と協議のうえ、緊急一時入所に際しコーディネートを担当するキーステーション施設を13か所設置することとし、また、障害者関係施設については精神薄弱者愛護協会及び身体障害者更生援護施設協会がコーディネートを担当することとし、各福祉事務所に通知するとともに、避難所緊急パトロール隊事務局と協議し、避難所において要介護高齢者等の把握に努めることとした。

また、避難所や在宅の要介護高齢者等への支援のため、市町に対してホームヘルプ活動の充実に努めるよう指導した。その結果、震災後1か月経過した頃には、約3,100人の要介護高齢者等にホームヘルパーが派遣されるに至った。

2月に入り、高齢者等の心身機能の低下が懸念されはじめ、自力では入浴できない高齢者等の

入浴サービスの要望も高まってきた。

このため、老人福祉施設連盟と協議のうえ、2月11日から介護専門職員4～5名による介護支援チームを編成して、阪神地区の各避難所を巡回し、介護に関する相談・助言や介護サービスの提供を行うとともに、福祉サービスを必要とする場合は、市の福祉窓口の情報提供することとした。また、同時に介助入浴サービスについて、県から被災地以外の市町及び市町社会福祉協議会に移動入浴車の派遣を要請しスタートした。

これらの取り組みにより、2月16日現在で1,791人の要介護高齢者及び206人の障害者を県内外の社会福祉施設等に緊急一時入所措置した。

このような応急の対応はなされたものの、地域によっては、住民の被害が極めて深刻であり、また、被災後の時間経過に伴い、在宅要援護者を取り巻く生活環境の悪化や身体機能の低下、余震発生時の対応などが懸念された。

このため、2月15日、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等が中心となり、必要に応じたサービスの提供を一層徹底するための“要援護者生活状況把握ローラー作戦”と要援護者を施設等に移送するための“要援護者移送作戦”を実施するよう関係市町に通知した。

緊急一時入所者については、介護者を亡くす等、在宅での生活が引き続き困難な者もいるため、入所者の意向調査を老人福祉施設連盟に依頼し、2月中旬から検討に入った。また、老人保健福祉計画の前倒し等、必要な在宅・施設サービスの整備充実につき検討を進めている。

このほか、1月20日聴覚障害者への情報伝達について、県聴覚障害者協会と協議を行い、文字放送による情報提供及び手話通訳者の確保を決定した。

文字放送については、報道機関の協力の下、2月1日から3日にかけて避難所30箇所に専用テレビを設置した。また、各都道府県から83名の手話通訳者の派遣を受け、各避難所や病院等において聴覚障害者の支援を行っている。

さらに、視覚障害者、肢体不自由者、内部障害者並びに知的障害者の安否情報、福祉サービス情報については関係団体の協力を得、迅速な情報提供に努めた。2月16日現在、全国から車いす348台、杖（安全ステッキ）520本、ポータブルトイレ520台が寄せられており、それぞれ配付した。

イ 被災児童等への援護

被災児童の保護・養育、児童や保護者のこころの問題など児童についてのあらゆる相談に応じるため、1月19日、県下5カ所の児童相談所に「被災児童福祉相談」を開設した。2月16日現在、85件の養護施設、乳児院等の児童福祉施設への入所措置、342件の助言指導を行った。

また、保育所に入所中の児童や保育所に通っていなかった児童を一時的に実家や知人宅に預けるケースが増えたことによる疎開先での新たな保育ニーズに応えるため、1月20日、入所手続きの簡素化や緊急入所枠（定員の15%増）の活用について県下各市町に通知し、疎開先での保育所への迅速かつ柔軟な受け入れを開始した。2月16日現在、県内保育所に529名、県外保育所に979名の児童を受け入れた。

更に、被災児童の心理的不安を取り除くためのメンタルケアとして、2月11日から児童相談所の専門職員がチームを組み、避難所や疎開先の保育所・学校等を訪問し、戸外プレイや相談活動、啓発活動を行う「被災児童のこころの相談事業」を開始するとともに、2月16日からは他府県の児童相談所のチームも神戸市内や阪神間の避難所の巡回を始めた。

ウ 社会福祉施設入所者への援護

震災当日から被害状況調査を開始し、翌18日には神戸市所管施設を除き一応の調査を終了し、以降、神戸市所管施設を中心に調査の精度を高めた。

その結果、下表のとおり被害状況を把握したほか、介護職員が不足していること、かなりの施設で水及びガスが不通となっているが、飲料水及び食料等の生活物資については、何とか確保できる見通しであることが判明した。

(平成7年2月17日現在)

施設種別 (神戸市を含む)	県下 全施設数	被災施設数		施設内人的被害	
		うち全壊	うち半壊	死 亡	負 傷
老人福祉施設	405	122	1	0	8
身体障害者等福祉施設	145	62	0	0	0
児童福祉施設	1,078	551	7	5	0
その他福祉施設	178	66	3	0	2
合 計	1,806	801	11	5	10

このような状況を踏まえ、社会福祉施設関係団体に対し1月18日以降、県内施設間で被災施設への支援を展開するよう要請するとともに、各地域における入所者受入れのためのキーステーション施設の選定について指導を行った。

1月20日、厚生省から各都道府県に対し、被災施設への施設職員の派遣協力について通知がなされ、25日以降、近畿府県を中心に全国の社会福祉施設から順次応援職員を受け入れ、2月16日までに24都道府県4指定都市から、県下50施設に延べ3,156人の職員を受け入れた。

エ 被保護世帯等に対する援護

高齢・母子・傷病障害等の要援護世帯が大部分を占める被保護世帯が多数被災していること(2月17日現在判明分、死亡330人、重傷259人、軽傷434人、全壊・全焼4,053世帯、半壊・半焼3,021世帯)や生活基盤の喪失により多数の県民が要保護状態に陥っていることが推測され、速やかな援護を行うことが緊急の課題であった。

1月18日に、災害程度の甚大さから、知事権限の福祉事務所長への一時的委譲等により家屋補修費、家具什器費をはじめとする一時扶助を実情に即し迅速かつ適正に適用することについて厚生省に協議を行ったほか、保護費の再支給や代替住宅入居に係る敷金の支給等を積極的に行うことについて確認を行った。

1月19日には、被災地福祉事務所に対し、生活保護の弾力的な対応を指示した。

被災地から多数の被保護者等の避難が予測されたため、25日には被災地以外の福祉事務所に対して、迅速かつ適切な対応を図るよう指示した。

長期の避難所生活が予測されることから、27日になると被災地福祉事務所に対して、避難所生

活者からの保護申請の取扱指針等について、個々の具体的な事情に基づいて適切に対処するように指導した。

以上の取組の結果、2月分保護費の支給も、混乱なく円滑に行われた。

オ 被災市の福祉事務所に対する人的支援

被災市福祉事務所において、多くの職員が災害関係業務に従事したため、生活保護等の福祉業務に支障を生じさせないよう人的支援に努めたが、本来の福祉業務の遂行に支障が出てきたため、30日には、厚生省を通じて全国から人的支援を求めた。

この結果、神戸市他6市に、46都道府県・11指定都市より2月1日から2月16日まで1日当たり約114人、延べ1,830人の応援職員の確保ができた。

カ 外国人県民への援護

外国人県民の被害状況については、1月18日から調査を開始し、在神の総領事館や外国の州政府等の事務所、中国駐大阪総領事館、在日本大韓民国民団兵庫県地方本部、在日本朝鮮人総聯合会兵庫県本部、神戸華僑総会、インド人協会等の外国人団体、また神戸YMCA学院、神戸YWCA学院等の日本語学校、さらには、東神戸朝鮮初中級学校、神戸中華同文学校、マリスト国際学校等の外国人学校、数多くの留学生がいる神戸大学、長田区のベトナム人避難所などを訪問・電話照会等により被害状況、必要な物資や措置等の要望の把握に努め、必要な措置を講じた。

なお、外国人県民には言葉のハンディキャップがあるものも多く、外国語による情報の提供や相談については「緊急外国人県民特別相談窓口」を1月24日に設置するなど、特に留意した。なかでも、ベトナム人については避難所緊急パトロールの結果、意思疎通上の問題があることが判明し、国際交流課職員が現地に赴き、日本ベトナム友好協会からの通訳の派遣を紹介するなど対応を行ったものである。なお、外国人県民の死亡者については、県警、新聞、関係団体等から情報収集に努め、安否確認等に対応したところである。

(4) 社会保険関係の特例措置

ア 医療保険制度の特例措置

① 被災被保険者等対策

i 被保険者証等を提示できない場合の保険診療の取扱い

1月18日厚生省と連絡・調整し、「被災のため、被保険者証、医療券等を医療機関等に提示できない場合でも、氏名、生年月日、事業所名（健康保険）又は住所（国民健康保険、老人保健、生活保護等）、福祉事務所名（生活保護）等を申告することにより受診できる取扱いとする。」との方針を確立した。

ii 一部負担金等の支払猶予（健康保険・国民健康保険・老人保健）

1月18日厚生省と協議の結果、1月20日厚生省から取扱い通知がなされ、災害救助法適用市町に住所を有する被保険者等であって、住家が全半壊（焼）したもの、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの等については、当面、2月末日まで（後日3月末日

までに延長) 一部負担金、入院時の食事療養に係る標準負担額の支払を猶予することとした。

iii 被保険者証等の再交付の取扱い(健康保険・国民健康保険)

1月18日に社会保険庁に対し認知要請を行った結果、社会保険については1月27日に社会保険庁から連絡・通知があり、被災者から被保険者証の再交付申請があった場合、免許証等により本人であることを確認の上、即時に交付することとした。

国民健康保険についても1月31日に厚生省から同様の通知があり、この結果、2月1日に兵庫県医師会等関係団体に協力依頼するとともに、2月3日には、各市町に通知した。

以上の他、つぎのような点で、特例的な取扱いを行うこととした。

- ・健康保険任意継続被保険者の取扱い(健康保険)
- ・一部負担金等の免除(健康保険・船員保険・国民健康保険)
- ・船員保険失業保険金の支給の特例措置(船員保険)
- ・健康保険等給付費の早期支払い(健康保険・船員保険)
- ・保険料の減免(国民健康保険)

② 被災適用事業所等対策

1月26日の社会保険庁の告示及び通知により、災害救助法適用市町に所在する事業所等に対する健康保険及び船員保険の保険料の納付期限の延長を行うとともに、被災により保険料納付が困難な時は、最高1年間の保険料の納付猶予(健康保険・船員保険)を認めることとなった。

この他、災害により事業が影響を受け、賃金に著しい変動があった場合、標準報酬の機動的改定(健康保険・船員保険)を認める特例、賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料の免除(健康保険・船員保険)を認める特例について2月7日以降、社会保険庁等に要望中である(後日、一定の条件下で認められた。)。

③ 被災医療機関等対策

i 仮設診療所等における医療行為の保険診療の取扱い

1月27日厚生省から通知があり、保険医療機関等が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等で診療等を行う場合、保険医療機関等としての継続性があれば、当該診療等を保険診療等として取り扱うこととし、1月28日兵庫県医師会等関係団体に連絡した。

ii 診療報酬の早期支払い

2月1日厚生省から内かん・通知があり、兵庫県の災害救助法適用市町に所在する保険医療機関等に対する診療報酬について、2月支払分(平成6年12月診療分)に限り、10日程度繰り上げて支払うこととなった。

以上の他、診療報酬の実績に基づく概算払いについては、診療録の焼失又は棄損、あるいは地震発生直後の混乱等により診療行為を十分に把握できない医療機関等の診療報酬については、届出により、過去の支払実績に基づき概算により算定することとした。

④ 2月1日社会保険庁に設置を要望した結果、2月15日被災地に居住する被保険者等からの社会保険の手続き等に関する相談に対応するため、発信地域指定(兵庫県・大阪府)による「社

会保険相談フリーダイヤル」を社会保険庁に設置した。

イ 年金制度の特例措置

① 被災適用事業所等対策

1月26日社会保険庁の告示及び通知があり、災害救助法適用市町に所在する事業所等に対する厚生年金保険及び児童手当の保険料等の納付期限の延長を行うとともに、被災により保険料納付が困難な時は、最高1年間の納付猶予を行うこととした。

また、災害により事業が影響を受け、賃金に著しい変動があった場合、賃金の実態に応じた保険料負担とするため、賃金に変動が生じた月から標準報酬を改定できるよう、2月7日以降社会保険庁に要望中である（後日、賃金に著しい変動があった月から改定することとなった。）。

この他、災害により事業が影響を受け、賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料を免除できるよう2月7日以降、社会保険庁等に要望中である（後日、一定の条件下で認められた）。

② 被災被保険者等対策

i 国民年金保険料免除制度の特例措置（国民年金）

1月18日社会保険庁に要望し、災害救助法の適用地域の被災者である第1号被保険者について、国民年金の保険料免除に係る特例措置を講じることとした。

なお、免除申請手続が遅れた場合でも、特例的に遡及して取扱うこととし、平成7年1月納期分から保険料を免除することを始め、免除申請手続を簡略化し、免除期間については、年度を越えても本人の希望により新たな手続を行わなくても免除を継続することとした。（8年3月まで）

ii 老齢福祉年金等の所得制限に関する特例（国民年金）

1月20日社会保険庁に要望し、所得制限により支給停止となっている障害・遺族基礎年金及び老齢福祉年金の受給者で、多大な被害を受けた場合、「国民年金被災状況届」を提出することにより、支給停止を解除することとした。

iii 現況届の提出期限の延長（国民年金・厚生年金保険・船員保険）

1月27日社会保険庁から通知（2月8日告示）があり、災害救助法適用市町居住者で国民年金・厚生年金保険・船員保険の受給者のうち、1月～3月生月者の現況届の提出期限を4月30日に延長することとした。

以上の他、年金の受取方法の取扱い（国民年金・厚生年金保険・船員保険）についても特例的な取扱いを行うこととした。

また、年金担保貸付、年金住宅融資の特別措置（国民年金・厚生年金保険・船員保険）について、2月3日以降厚生省に要望中である。（後日、年金担保融資の追加貸付及び年金住宅融資の特別措置の創設が認められた）

これらの、医療保険制度、年金制度にかかる特例措置については、ポスター・チラシを配付して関係者に周知した。

ウ 県税にかかる特例措置

1月17日以降到来する県税に関する申告等の期限について、地域を指定し画一的に延長することの検討を始めた。その結果、別途告示により定める日まで期限延長すること及び指定地域を神戸市等10市7町とすることとした。

また、県税の減免等についても特例措置を講ずる検討を始めた。

—指定地域—

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、（津名郡）一宮町、五色町、東浦町、西淡町

1月25日に期限延長の告示を行った（国税庁も同日、同様の内容で告示）。

これについて被災納税者に周知を図るため、県民への定時放送（サンテレビ、NHKラジオ等）や県発行の「震災ニュース」「ニューひょうご臨時号」において情報提供を行ったほか、チラシ「県税の申告・納付等の期限延長について」を作成し、各財務事務所、市（区）役所、町役場をはじめ避難所にも配布するなど広報に努めた。

県税の減免等の適用に関しては、個人県民税及び個人事業税において、減免の適用基準を大幅に緩和するとともに、被災に伴う雑損控除及び事業用資産の損金算入の適用年度の特例措置を講ずるなど、県税全般にわたり検討を重ねた。

さらに、震災により甚大な被害を受けた法人の復興を支援するため、一定以上の損失を受けた法人に対する法人県民税及び法人事業税について超過課税の対象外とする不均一課税を実施するための条例改正の検討を行った。

— 県税の減免に係る特例措置は、2月24日平成7年度当初予算の記者発表の際に発表。不均一課税に係る条例改正は、3月10日に県会可決、同13日公布施行。

(5) 被災者福祉なんでも相談の実施

「介護に関すること」、「福祉施設の利用に関すること」、「車いす等福祉・介護機器に関すること」など福祉に関わるあらゆる相談に応じ、被災者の福祉向上に資するため、「被災者福祉なんでも相談」（電話相談）窓口を開設した。

ア 取組体制

相談員には、各種福祉施策や制度、内容に熟知した県庁ベテラン職員を10名配置し、被災者の福祉に関わる様々な相談や問い合わせに適切、かつ迅速な対応を行った。

イ 開設時期及び時間

1月24日に相談窓口を設置し、相談受付時間は午前9時から午後7時まで（震災から1か月間は、夜間も相談が続き、事実上24時間体制をとった）とし、毎日相談に応じた。

また、情報収集にハンディのある障害者の専門電話を1月27日に新たに設置し、相談体制の充

実強化を図った。

ウ 相談内容及び相談受付件数

相談内容は、「生活費全般」、「義援金・援助物資」、「各種施策」・「各種援助金」、「施設入所」、「医療」、「衛生」、「生活必需品」、「教育」、「ライフライン」、「住宅確保」、「住宅補修」、「福祉に係る苦情等」の12項目の相談に応じた。

2月16日までの相談件数は2,485件で、このうち最も多かったものは義援金、援助物資で355件、次いで住宅の確保が237件、生活費全般が131件、施設入所及び各種援助金が127件、衛生105件、医療101件の順となっている。

なお、その他の相談は、972件でその主なものは、倒壊家屋の撤去、避難先の問い合わせ、罹災証明に関するものであった。

(6) 日本赤十字社等との連携

このたびの地震により、被災住民の日常生活物資の確保及び避難所での生活維持のための対策をすみやかに行うことが課題の一つであった。このため、地域防災計画で指定公共機関として位置づけられている日本赤十字社を支援し、被災住民の緊急救護に必要な生活救援対策が確保されるよう努めた。

1月20日の生活救援部設置時から、日本赤十字社の活動を支援する班を設け、生活救援物資の調整・配分、義援金の募集・配分事務及び赤十字奉仕団による炊き出し支援を実施することとした。

生活救援物資については、震災直後から日本赤十字社兵庫県支部をはじめ全国的に備蓄している物資（毛布、日用品セット、お見舞品セット）や、水、食料品、衣類、医薬品などの物資が、各市町や避難所からの要請に応じて提供された。また応急仮設住宅建設（40,000戸）に伴い、入居世帯に対して毛布、日用品セット、電気ポットの生活用品を提供することとし、2月2日の五色町での入居から、順次、提供している。

炊き出し支援については、淡路では震災直後の1月18日から21日にかけて北淡町において三原郡各町の赤十字奉仕団による緊急の炊き出しが実施されていた。神戸阪神間においても避難所生活の長期化が予測されたことから、当初、自衛隊、市町と連携を図りながら、県救護対策現地本部を中心に炊き出しの実施を検討したが、現地本部が開設まもなくであり十分機能していないこと、地元赤十字奉仕団も多数の団員が被災し、団として機能しない状況にあったことなどから、早期実施が困難となった。このため、緊急パトロール隊に対して温かい食事の提供や食事面での改善を要望する避難所を選定して、各郡地区単位の赤十字奉仕団により「赤十字まごころサービス」事業として1月25日からスタートさせた。2月17日までに24避難所で延べ47回、21,250食の食事が提供され、被災住民から大変喜ばれた。

さらに、これらの活動に加えて、要援護者の状況、県が備蓄する物資、避難所の要望事項などの各種の情報提供を行い赤十字活動の支援を行った。

(7) 運転免許証更新等の特例措置（有効期間の延長）

ア 実施経緯及び内容

運転免許課のコンピュータが震災を受け、運転免許に係る試験、免許証更新、再交付等の業務を中止せざるを得なくなった。

そこで、運転免許更新手続きを、5週間延長する特例措置を決定し、運転免許の失効防止と自動車等の運転を可能とした。

2月16日コンピュータが復旧したため、免許関係業務を再開した。

業務再開後、更新予定者が相当数滞留していたことから、2月中は全日開庁し更新業務を行った。

イ 特別立法による措置

平成7年3月1日、「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」が施行され、1月17日から6月29日までの間に有効期間が満了する県内に住所地を有する者は平成7年6月30日まで、他府県の者で本県への応援派遣、親族の救護等の活動に従事中有効期間が満了する者は、その者の有効期間末日から5週間（1月17日～3月15日までに誕生日を迎える者）それぞれ有効期間が延長される特別措置がとられることとなった。

(8) 運転免許証再交付の特別措置（無料化）

ア 実施経緯及び内容

地震発生後、銀行等金融機関が被災者の援護対策として、預金通帳等を焼失・紛失している場合、運転免許証など本人であることの証明書を持参した場合には、預金の払戻しに応じる対策を打出したことから、警察の支援施策の一環として被災者等の申請により運転免許証の再交付措置を推進することとした。

①銀行等金融機関からの預貯金の引出し時の身分証明書として使用する、②被災者自ら緊急に自動車を運転する必要があるなど運転免許証を必要とする被災者を対象として、再交付免許証を無料で即日交付することとし、申請に際しても免許用写真を交通安全協会の協力を得て無料撮影を行うなど利便を図った。

イ 取扱い期間等

再交付申請の受付期間については、銀行等金融機関における取扱い窓口の開設期間（1月23日から2月16日）とし、運転免許課明石更新センター及び阪神更新センターのほか、最も被害の大きい地域の利便性等を考慮して東灘警察署及び長田警察署の4カ所に窓口を設置して、申請を受理し、期間中7,090人に再交付免許証の即日交付を行った。

8 産業・雇用対策

〔概要〕

今回の震災では、工場の倒壊や火災により、神戸市長田区のケミカルシューズ、ゴム製品、清酒醸造工場、海苔生産施設が甚大な被害を受けるなど、地場産業に深刻な打撃をもたらすとともに、鉄鋼、造船といった臨海基幹産業も大きな被害を被った。

とりわけ、中小企業の早期の事業再開を支援することが緊急の課題となったことから、国等と連携して「中小企業総合相談所」を設置するとともに、長期低利融資制度等の創設・充実による資金の調達、貸工場や仮設店舗などの事業再開の場の確保に重点をおき、国の支援を要請しつつ施策化を進めた。「中小企業総合相談所」は神戸、阪神、淡路の3地区に開設して金融を中心とする経営相談を行い、その後、弁護士・税理士のボランティア相談員の参加も得て、法律、税務の相談にも応じた。

つぎに、金融支援では、新たな融資制度として、県、神戸市が実施主体となって国の支援のもと、これまでに例を見ない低利の緊急災害復旧資金を創設したのをはじめ、償還期間の延長制度や緊急特別資金（震災貸付）の創設を行った。

また、商店街等の再建対策として、アーケード等も国庫補助と災害復旧高度化事業が拡充され、復旧事業への支援に目処がついたところである。

仮設工場の設置については、中小企業高度化資金の貸付条件の緩和と適用対象の拡大による新たな制度の創設が決定され、具体的な計画内容や実施方法についての詰めを行っている。

観光業については、被災地のホテルや旅館などがライフラインの断絶のため休業を余儀なくされるなど、大きな影響が出るとともに、交通網の寸断や余震の恐れもあって、関西全体で観光客の減少が問題となっているが、ライフラインの復旧状況もみながら、観光客誘致対策への取り組みを行っている。なお、被災地以外の温泉地などの観光業者は、いわゆる「リフレッシュ事業」に協力し、多くの被災者の健康回復とリフレッシュに貢献した。

一方、多くの事業所の被災により、深刻な影響が懸念される雇用問題では、①雇用維持に向けた事業主への支援、②離職者の生活安定と再就職への支援、③新規学卒者の就職の確保に重点的に取り組んだ。

事業主への支援としては、雇用調整助成金制度の特例措置が実施されるとともに、離職者の生活安定への支援策としては、雇用保険失業給付の特例措置がとられることとなった。

再就職促進策として、きめ細かな職業能力開発対策を実施するとともに、近隣府県事業所を対象とした合同就職面接会の開催などを行った。

新規学卒者の就職確保については、国、県から関係事業主団体に対し新卒者の内定維持と就職確保について要請を行ったほか、公共職業安定所においても、内定取消しの回避を事業主に対し指導している。

なお、相談体制の強化の一環として、県下すべての公共職業安定所において、雇用に関する特別相談窓口を開設したほか、神戸、阪神、淡路の3地域の「中小企業総合相談所」に「総合労働相談所」を併設し、事業主、労働者の相談に応じている。

農林漁家の生産再開を支援するため、国に対し関係施設の激甚災害指定と長期低利融資制度を要望していたところ、漁港施設、農地、農業用施設及び共同利用施設が激甚災害の指定を受けるとともに、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫の融資条件の改善が行われた。

(1) 産業対策

当面の緊急対応及び将来の本格復興に向けての施策を検討し、また国等関係機関への的確な支援要請を行うため、被災直後から産業被害の状況把握に精力的に取り組んだ。しかしながら、通信網と交通網のダメージが大きく、また個別企業等の被害が大きいところから全容の把握は困難を極めた。

当面の被災中小企業対策として早期の事業再開を支援するため、国等と連携した中小企業総合相談体制を整備したほか、長期低利融資制度等の創設・充実による資金調達と貸工場、仮設店舗などの事業再開の場の確保に重点を置き、国の支援を要請しつつ施策化を進めた。

一方、産業復興には、県・神戸市・経済界が一体となって取り組むことが必要なため、当面、県が事務局となり、経済界中心の構成で県・神戸市も参画した「産業復興会議」を2月5日に発足させた。

ア 被害の状況等

① 全体概要

1月18日から、商工関係被害状況の把握を開始したが、通信網と交通網の被害、また社屋や工場等の被災により、情報収集は進まなかった。22日からは被災地を回り、写真撮影、被害状況の聞き取りを行うとともに大企業、商工会議所、商工会連合会、業界団体、組合、外資系企業に組織的に電話照会を行った。

企業等の聞き取り結果の速報を24日に取りまとめ、県警発表の家屋倒壊・焼失状況などを勘案しながら一応の商工関係の被害額を推計した。1月30日には、商工関係の被害について、機械・装置等が約6,300億円（建築物約1兆7,700億円を除く）にのぼることが判明した。

しかしながら、被災企業が非常に多いため正確な被害状況の把握は困難であった。

② 商店街・小売市場の被害状況

1月18日より、商店街・小売市場の被害状況の把握に努め、21日以降神戸市とも連絡を取り合いながら、神戸市内の現地調査を実施し、27日に被害状況を取りまとめた。

なお、神戸市以外の地域については、1月26日に阪神県民局と淡路県民局が被害状況の調査を実施した。

1月31日・2月1日の両日は、中小企業庁・中小企業事業団・近畿通商産業局の調査団とともに神戸市内の商店街の視察を行った。

2月6日～10日にかけては、10市3町（神戸・尼崎・西宮・伊丹・明石・三木・洲本・芦屋・宝塚・川西・津名・西淡・三原）の商工会議所・商工会に対し、商店街・小売市場のうち、災害復旧高度化事業及び商業基盤施設等整備事業（復旧関係）の対象となる可能性がある組合の資産の被害状況、復旧予定等について調査を依頼したが、スムーズには進まなかったケース

もあった。

③ 下請、地場産業等の被害状況

1月19日、特に被害が大きいと予想されたケミカルシューズ業界の実態を把握するため、日本ケミカルシューズ工業組合の組合員名簿をもとに長田区、須磨区の企業分布図を作成する一方、業界復興のため支援施策の検討を開始。翌20日に、工業課、工業技術センター職員を現地に派遣し、被害状況調査を実施した。その結果、市内組合員206社中150社以上の全・半壊が判明した。

その後、県民局、神戸市等から情報を収集するほか、個別企業からのヒアリング結果を総合しつつ被害状況を推定した。さらに、業界団体とも徐々に連絡が取れるようになり、2月10日には、被害状況のほぼ全容を把握するに至った。

<ケミカルシューズ>

メーカー約500社のうち全壊70%、半壊20%、一部損壊10%、下請約1,500社もほぼ同等の被害。

<ゴム製品>

36社のうち全半壊14社、一部損壊14社、休止中20社。

<清酒>

木造の酒造蔵の大半は全壊状態。大手を中心とした鉄筋工場は無事であったが、瓶詰ラインやタンクまわり等の設備や製品在庫に被害が出た。

被害総額1,123億円。

<粘土瓦>

222社のうち半壊5社。90%の企業が、在庫、半製品、設備等の損壊の被害を受けた。

被害総額約20億円。

<川西市の皮革>

60社のうち半壊10社。被害総額15億円。

<下請組合>

神戸製鋼の下請組合である協神鋼協力会では、70社のうち9社が全半壊、12社が機械損傷等。被害総額約10億円。

川崎重工の2下請組合72社は、ほとんど被害を受けていなかったが、親企業の被害が大きいため、事業を再開できない企業もあった。

三菱電機の下請である三菱電機神戸協力会社協48社では全壊1社、三菱電機伊丹協48社では、半壊2社、設備損傷38社の被害を受けた。

<機械金属関連>

神戸市機械金属工業会の会員407社のうち、全壊57社を含め約90%が機械損傷等のなんらかの被害を受けた。

<工業団地組合>

神戸市内の8工業団地146社は、ほとんどが郊外に立地しているため比較的被害は少なかったが、神戸鉄工団地で全壊1社、機械設備等の損傷を受けた企業が多数あった。

尼崎市内の3工業団地54社は、地盤沈下、機械損傷等の被害に止まった。伊丹市、西宮市の3工業団地37社も軽微な機械損傷等で大きな被害はなかった。

<印刷業>

被災地の兵庫県印刷工業組合員190社のうち、30%が全半壊、50%が機械損傷の被害を受けた。

<その他の地場産業等の間接被害>

播州繊維業界では、神戸港の機能停止により原材料の調達、製品輸出に支障が生じたほか、皮革業界では取引先であるケミカルシューズ業界の被災により大きな影響が出ることを懸念。その他、被災地周辺の産地では、道路網の寸断等により原材料調達や納品に支障が生じ、流通コストの上昇や納期遅れ等の影響が出た。

④ 商工会及び商工会議所の被害状況

1月20日以降、情報の収集に努めるとともに、商工会については兵庫県商工会連合会の協力を得て徐々に被害状況の詳細が判明してきた。しかしながら、被害額は建設会社等が一般の災害復旧事業で手一杯のため、なかなか算定依頼できない状況が続いた。

⑤ 事業協同組合等の被害状況

1月18日に各県民局を通じて、激甚災害法に基づく事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業補助のための調査を依頼した。

1月25日には、制度の概要について近畿通商産業局に照会するとともに、対象組合をリストアップし、2月10日付で文書による被災状況調査を開始した。

⑥ 大規模小売店舗等の被害状況

被害状況の把握に努めたが、倒壊した建物の確認以外は困難を極め、商品被害の算定などができなかった。

2月に入ると、当初の混乱から落ちつきを取戻す中で、各社とも被害を逃れた商品の搬出に努めるなど、損害額が徐々に明らかになってきた。

主なものとして、大丸430億円、阪急27億円、ダイエー500億円、ニチイ47億3千万円、ジャスコ60～70億円、イズミヤ18億円、西友8億1千万円、コープこうべ500億円と、各社とも甚大な被害を受けたことが判明した。被害総額については、スーパー3,000億円以上(日本チェーンストア協会)、百貨店1,000億円以上(日本百貨店協会)と推定された。

また、卸売業については、神戸商工会議所の卸売商業部会の企業に照会したところ、生鮮卸売業が卸売市場等の倒壊により被害をうけていることなどが判明したが、卸売業全体でどれほどの被害になるかは不明だった。

このほか、兵庫県トラック協会に傘下の運輸業者の被災状況について照会したところ、2月9日現在で約17億円の被害が判明しているとのことであった。

反省点として次のようなことがあげられる。

主要各社との連絡体制が不備であったため、状況の把握が困難であった。今後は、主要各社の非常時の体制、連絡先の把握に努め、非常時に迅速に対応できる体制づくりが必要である。また、職員による被害状況の調査についても、県、市町、商工会議所等が連絡を密にし、調査項目、役割分担等を明確にするなどの体制づくりが必要である。

⑦ 観光施設等の被害状況

22日には国内旅行業者の被害状況が明らかになった（兵庫県支部会員166社中、事務所等の損壊25、人的被害1）が、なお40数社の状況が判明しないため引き続き調査を要請した。

1月27日、被害状況の概要が判明。神戸市内では異人館、灘の酒蔵等を始め広範囲にわたり観光施設が損壊し、阪神間でも宝塚温泉等の被害が明らかになった。淡路では北部を除き、観光施設の被害は比較的軽微であることも判明した。また、有馬温泉等の主要観光地においては、可能な範囲で営業を再開する施設がみられる一方で、施設の損壊以外にガス・水道等のライフライン停止のため休業を余儀なくされている施設も多く、これらの実情を把握した。（1月28日現在：調査した神戸・阪神間の主要宿泊施設42のうち、営業再開12、休業30）

1月末になると、交通機関の寸断、観光自粛ムード等によりキャンセルが相次ぎ、観光客が激減する等の間接的な影響が深刻化していることが判明した。

2月7日の調査結果では、城崎・湯村温泉で90%、赤穂御崎温泉で約9000人、洲本温泉ではほぼ100%のキャンセルが発生したほか、但馬のスキー場やカニスキ民宿、土産物店、タクシー、国内旅行業者などへの広範囲な影響が明らかになり、間接被害地への誘客対策が課題となった。

< 県内産業の被害状況（2月5日取りまとめ分） >

（食 品）

ネスレ日本の本社が大破し、大阪に仮本社を設置。また、アサヒビールの西宮工場では、在庫商品が大破し、機械設備も損壊。復旧までに1か月程度かかると見込まれた。

（アパレル）

生産拠点が市外にあることや本社建物がポートアイランドにあること等から比較的被害は少なかった。しかし、交通網が遮断され、本社機能が麻痺する等により売上面への影響は大きかった。本社機能を大阪、東京等へ一時移転する動きが見られた。

（化学）

P & G社の明石工場が浸水し、操業を中止し本社機能を大阪に一時移転。関西ペイント、川上塗料は本格生産体制に復帰。神東塗料は一部操業を開始し、水不足が解消された時点で通常生産に移行した。また、日本油脂尼崎工場は工業用水の供給を待って生産を再開した。

（鉄鋼・造船）

製鉄所や造船所による高炉の損傷やクレーンの倒壊などにより操業の目処が立たない所があった。また、鉄鋼・造船等の下請・関連企業においても、兵庫区や長田区の小規模工場の倒壊・火災による損害により、連絡がつかない事業所も多かった。

(電気機械)

三菱電機、三菱電線工業など点検を終えたものの、再開にはガスと水道の供給待ちのところが多かった。

(機械)

新明和工業の甲南工場では、敷地沈下により建屋・床面に大きな被害。クボタ尼崎工場等、ヤンマーディーゼル尼崎工場は操業再開。ミノルタは、ライン調整に時間がかかったものの再開できた。

(金融機関)

三菱信託銀行ビルや明治生命ビルを始め金融機関が所有又は入居する多くのビルが損壊。しかしながら、1月24日までに、主要金融機関が再開したほか、被災者の便宜を図るため土日営業を継続した。

(百貨店・スーパー)

そごう神戸店、大丸神戸店が半壊。阪急三宮店は閉鎖決定。そごう神戸店は2月1日物流センターの一部で営業再開。スーパーでは、ダイエー、ニチイ、イズミヤなど15社60店舗の建て替えが必要となった。

(貿易)

本社・支社ビルが倒壊したり、立ち入り禁止になったケースが多く、連絡をとっても半数近くから応答がなく被害状況がつかみにくかった。また、倉庫や運輸施設在庫商品等も大きな被害を受けた。

(ホテル・旅館)

ホテル・旅館業界では客室の損傷に加え、断水やガスの供給停止、さらに寸断された交通網によりほとんど営業できない状況であった。有馬温泉では27軒中開業は13軒であった。

イ 中小企業総合相談所の設置

被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、1月23日に国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって運営する「中小企業総合相談所」の設置を決定した。

24日に国（中小企業庁、近畿通産局）、関係市町、政府系中小企業金融機関（国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、環境衛生金融公庫）、中小企業事業団、中小企業振興公社、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、火災共済協同組合、技術士会、中小企業診断協会など多数の行政機関、関係団体等から相談員の派遣を求め、25日に神戸地域は神戸市産業振興センター内に、阪神地域は西宮商工会議所内に、淡路地域は津名町商工会館内にそれぞれ開設する運びとなった。各関係機関から職員の派遣を受け、神戸地域では34人、阪神地域は11人、淡路地域10人での相談体制で業務を開始し、開設日だけで相談件数は234件にもなった。

法律相談や税務相談にも対処できるように、26日に大阪弁護士会、近畿税理士会に派遣要請をし、ボランティアでの協力を受けた。

【兵庫県南部地震中小企業総合相談所の相談実績（1月25日～2月16日）】

1 相談方法別

区 分	神 戸			阪 神			淡 路			合 計		
	来 訪	電 話	合 計	来 訪	電 話	合 計	来 訪	電 話	合 計	来 訪	電 話	合 計
件 数	2,781	1,414	4,195	2,208	432	2,640	225	24	249	5,214	1,870	7,084
1日平均	121	62	183	96	19	115	10	1	11	227	82	309

2 業 種 別

区 分	製 造 業	建 設 業	卸 売 業	小 売 業	サービ業	そ の 他	合 計
件 数	1,062	535	555	1,205	1,598	2,129	7,084
構成比%	15.0	7.6	7.8	17.0	22.6	30.0	100.0

（注）その他は不動産、飲食業等

3 相談内容別

区 分	経 営	金 融	労 務	税 務	取 引	そ の 他	合 計
件 数	244	6,355	345	36	19	619	7,618
構成比%	3.2	83.4	4.5	0.5	0.2	8.2	100.0

（注）相談件数は重複計上している

4 主な相談内容

- 金 融 関 係
 - ・ 事務所倒壊、設備損傷等に伴う設備資金の融資について
 - ・ 資金繰りや給料支払い等のための運転資金の融資について
 - ・ 既往の融資分の繰り延べや据え置きの可能性について
- 労 務 関 係
 - ・ 休業中の給与支払いについて
 - ・ 雇用調整助成金の利用について
 - ・ 従業員の解雇について
- 経 営 関 係
 - ・ 事業継続や経営再建について
 - ・ 債権債務の処理について
 - ・ 親企業被災に伴う新規受注先の斡旋について
- 法 律 関 係
 - ・ 借地等の権利関係について
 - ・ 債権の回収や債務の支払いについて
 - ・ 事業者の死亡による事業承継について

ウ 金融支援

1月17日緊急の生活資金、事業資金需要に対処するため、主要な金融機関の被災地域における営業状況の把握を行ったが、金融機関の被災及び連絡先の不明等により、情報収集に長時間を費やした。一方、災害復旧融資制度の創設について神戸市と協議を始めた。

また、震災後の預金払戻し等に円滑に対処するため、預金証書等を紛失した場合の払戻しや定期預金の期限前払戻し等の措置を信用組合に対し要請した。その結果、各信用組合において適時適切な措置が講じられた。

18日になると、金融機関の営業状況を把握して、報道機関に対して定期的な情報提供を行った。また、新たな融資制度の創設及び県融資制度の償還期間の延長を検討するため、庁内外との調整に入った。

新しい融資制度については、仮設店舗設置、現店舗の応急修繕、仕入れ及び手形決済資金の応急的なものを対象とし、本格的な復興にかかるものについては別途検討する2段階方式とすることとした。

融資条件については被害が大きい神戸市と歩調を合わせることとし、1月21日に神戸市と融資限度額、利率、融資期間、融資目標額等について具体的な協議に入った。

一方、中小企業設備近代化資金の利用企業に対しては、償還免除措置及び償還猶予措置を行うこととし、1月19日以降、電話及び現地調査により神戸市内企業の被災状況の確認を行った。また、神戸市以外の貸付企業の調査は各県民局が行った。設備貸与制度の利用企業については、(財)兵庫県中小企業振興公社に調査を依頼したが、事業所の焼失や電話回線の混乱等により、確認作業には時間を要した。

1月23日、被害状況の把握が進むに伴い、多額の資金需要が見込まれることから、県・市が行う融資制度について、国に資金の助成を要望するとともに、政府系中小企業金融3機関が実施している融資制度についても、融資条件の改善を要望した。

〔要望内容〕

- ① 県・市が実施する緊急災害復旧資金融資制度に対する助成（原資の提供、利子補給への助成）
- ② 政府系中小企業金融3機関が実施する中小企業に対する融資制度の拡充
 - ・ 災害復旧貸付制度の融資条件の改善及び利子補給の実施
 - ・ 本格的な事業復興のための低利融資制度の創設
 - ・ 国民金融公庫をはじめ政府系中小企業金融機関における無担保・無保証人融資の拡大
 - ・ 政府系中小企業金融機関の既往貸付の返済猶予、利子軽減等の実施
 - ・ 中小企業信用保険法の特例措置の改善

県内部でも、新しい融資制度にかかる融資枠及び利子補給の実施について、調整が本格化するとともに、神戸市との調整について1月24日、県市協議の結果、融資限度額5,000万円、融資期間10年（うち据え置き3年）で合意したが、利子のあり方について協議が難航したため、再度神戸市と協議の結果、25日になって利子補給を行うことで合意した。

なお、間接的に震災の影響を受け、売上が減少している中小企業に対する金融措置として緊急特別資金に震災貸付を設けることとした。

また、新しい緊急災害復旧資金の創設等により、信用保証協会の保証債務残高が大幅に増加することが見込まれたため、政府の現地対策本部を窓口として基本財産造成の支援について要望を行った。

2月9日になって、内閣総理大臣から、県市の緊急災害復旧資金融資制度への助成、政府系中小企業金融3機関での融資条件の改善が発表された。さらに、小企業等経営資金の融資限度額の拡大(500万円→750万円)、中小企業信用保険法の特例措置(特別小口保険の付保限度額の創設1,000万円、対象者を中小企業者に拡大)が認められた。しかし、県・市の制度に対する利子補給について国の助成が認められなかったため、県・市の制度については、県として利子補給を行うことを決定し、政府系中小企業金融3機関の制度については、今後の検討課題とした。

なお、本格的な事業復興のための低利融資制度の創設については、引き続き要望することとした。

以上のことから、今回の震災対策に対する国の対応を受け、県の阪神・淡路大震災に関する金融対策として、下記の制度創設について2月9日記者発表した。

- ① 緊急災害復旧資金の創設
- ② 償還期間の延長制度の創設
- ③ 緊急特別資金(震災貸付)の創設

早速、問い合わせの電話が殺到し11日から14日にかけて関係市町、商工会議所・商工会、取扱金融機関等に対する説明会を行い、震災から約1か月後の2月15日、新資金の受付が始まった。

2月13日、中小企業庁より4億5千万円の信用保証協会基金補助金の内示があり、県としても国庫補助分を含め9億円の基本財産の造成を行うこととした。

エ 商店街・小売市場の事業再開支援

1月19日以降、中小企業高度化資金貸付先が激甚災害を受けた場合の、償還期間2年間延長の特例措置の取扱いについて、中小企業事業団と協議を重ねた。

21日からは、仮設共同店舗への支援策の検討をはじめ、また商店街・小売市場の要望の把握に努めた。

1月31日には、大分県から空店舗情報が入り、中小企業総合相談所に利用してもらうとともに、小売商業支援センターのネットワークに入力。以後、中小企業総合相談所と支援センターとの協力の下、多くの空店舗情報が提供できるようにするとともに、被災者向け空店舗情報を記載した情報紙(神戸商店新聞等)の発行を小売商業支援センター及び神戸市商店連合会に依頼した。

2月1日、神戸市商店街連合会及び神戸市小売市場連合会から要望書が提出され、特に仮設共同店舗に対する補助に力点を置いて、国の現地対策本部へ要望した。その後県商店連合会・県商店街振興組合連合会からも要望書が提出された。

共同仮設店舗に対する支援を検討すべく、2月5日～10日には、各市の助成策を確認するとと

もに、いち早く共同仮設店舗の設置に取り組み、共同仕入れ、共同販売等のシステムを導入した長田中央小売市場について、将来の共同店舗化につながるモデルケースと考え、2月9日に調査を行った。

2月初め、県自ら実施するバザール（仮設テントによる市場展開）事業の可能性について検討した。あわせてバザール事業を計画している大正筋商店街の役員等に進捗状況等の調査を行うとともに神戸市にも調査依頼し、設置場所、規模のほか2月13日頃から営業を開始するとの情報を得た。

2月9日、商店街等の再建対策として、商店街振興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充が政府から発表された。

2月10日、7商工会議所13商工会（神戸・尼崎・西宮・伊丹・明石・三木・洲本・芦屋・宝塚・川西・津名・淡路・北淡・一宮・五色・東浦・緑・西淡・三原・南淡）に対して、仮設店舗設置の実施希望調査を行うとともに、回答のあった商店街・市場に対しては、直接、調査するなどして、商業者ニーズの把握に努めた（調査票を送付、2月13～15日にかけて、宝塚・川西・津名・北淡においては電話による調査・指導も行った）。

さらに、本格復興に向け、アーケード、カラー舗装の整備を計画している商店街の事業計画の指導を行うとともに、平成6年度事業途中で被災にあった灘中央筋商店街、三宮本通商店街、甲南本通商店街の復旧事業について支援すべく指導を行った。

〔2／6 元町五丁目商店街、2／7 湊川公園東商店街、三宮本通商店街〕
〔2／9 灘中央筋商店街、2／10 甲南本通商店街〕

アーケード等の復旧事業については、平成6年度事業分の支援の目処がつくとともに、専門業者による被害額の報告もほぼ揃い、国への要望の材料となった。

高度化資金の償還期間延長要件の弾力的な取扱い、災害復旧高度化事業の事務手続きの簡素化等について、事務的に事業団と協議したが、多くは改善されなかった。

オ 下請・地場産業等の事業再開支援

被災中小企業に対する支援施策については、震災後直ちに、金融、技術、経営等総合的な復興に対する支援策や中小企業高度化資金を活用した集団化、共同化等の推進方策等幅広い観点から検討を行った。神戸市内のケミカルシューズ、ゴム等の地場産業や機械金属等の下請中小企業に甚大な被害が予想されるため、当面これらの事業再開への支援を最重点課題とした。

まず、復旧に要する資金需要に対応するための長期・低利の融資制度の創設とともに、自力復旧が困難なケミカルシューズや機械金属関連中小企業者のための仮設工場の設置の2点に絞り、国に対して新たな制度創設を含めた財政的支援の要望を行っていくこととした。

1月19日、内閣総理大臣が来県した際に提出した緊急要望の中に、これらの当面の対策についての要望項目を盛り込み、その実現を働きかける一方、中長期的な視点からのケミカルシューズ産地復興のための構想の検討も開始した。

また、神戸市と連絡をとり、仮設工場の設置構想について打診したところ、神戸市でも同様の

検討を行っていたことから、早速、候補地、規模等詳細計画の検討を依頼した。

このほか、被災中小企業の事業再開支援のための施策として、自力復旧可能な企業に対する民間貸工場等の情報提供も行った。

1月22日に国の現地対策本部が設置されて以降、仮設工場設置計画について神戸市を含めた協議を進める中で、国の方針として、新たな補助制度の創設は極めて困難な状況にあり、中小企業高度化資金の枠組みの中で対応したいとの意向が示されたことから、神戸市と実施主体、設置場所、資金計画等の具体的計画の詰めを行い、市内5か所に167件の仮設工場を設置する計画をまとめ、高度化資金貸付条件の緩和と適用拡大に焦点を絞った要望活動を展開した。

その結果、2月9日に国において、仮設工場設置に対する中小企業高度化資金を活用した新たな制度創設が発表され、具体の計画内容と実施方法等についての中小企業庁及び中小企業事業団との協議が開始されることとなった。

この間、県立工業技術センターでは、震災直後から被災地及びその周辺の個別企業を対象に、実態調査を兼ねた巡回技術相談を実施し、設備の補修や事業再開に向けての技術的課題等についての指導を行った。

また、県中小企業振興公社では、被災地内3か所の中小企業総合相談所において取引に関する相談を実施したほか、被災下請企業の取引の再開、拡大のため、登録企業の緊急実態調査による企業データの整理や発注開拓班を編成して新規取引のあっせんを図る等、緊急体制で臨んだ。

巡回技術相談実績	269社（1月17日～2月15日）
発注開拓班訪問企業数	35社（1月25日～2月15日）

カ 流通業の事業再開支援

大規模小売店舗のかなりの被害にともない、近畿通産局に対して今後の大店法の運用の改善について申し入れたところ、1月18日に臨時店舗での販売行為、一時的な閉店時間の繰下げ・休業日数の削減に係る弾力的な取扱いが認められた。

物流の現状と問題点を把握するために、運輸業界・団体等からの聞き取り調査に加えて専門機関に調査を委託した。

震災復興にむけ、新市街地の商業ゾーンにおける大店法の弾力的運用について検討を行い今後規制緩和を求めていくこととした。

初動時において、大店法の運用の見直しが行われ、仮設店舗の営業、閉店時刻の延長、休業日数の削減が認められたことにより、被災店舗の早期営業再開が可能となり、物資不足によるパニック状態が回避できたことは評価できる。

キ 観光業の事業再開支援

宿泊等の観光施設、国内旅行業界の被害状況を近畿運輸局に報告し、運輸省の支援を求めるとともに、旅行業法に基づく更新登録等の運用の見直しを申し入れ、この間、観光イベントなど諸行事の中止を決定し、観光キャンペーンも自粛した。

1月末から宿泊施設等の事業再開に必要な資金確保のため業界団体に対し、今回創設された県

の緊急災害融資制度等の金融支援策の情報提供を行い、活用を促した。また、城崎温泉等間接的な影響を受けている観光地の活性化対策の一助として、労働部との連携により、被災者を温泉地等に招待するリフレッシュ事業の検討を開始した。

また、地震発生後半月以上を経過し観光施設の復旧が徐々に進む中で、①被災観光地のイメージアップ、②営業可能な観光施設、復旧状況などの的確な観光情報の発信、③本県のみならず関西全体に広がっている観光客の減少等の間接被害への対処、等の当面の課題への対応策として、「兵庫の観光情報－復旧速報版」の発行、災害発生後の誘客対策検討のための緊急セミナーの開催等の支援策を検討することとした。

加えて、震災により滅失等した通訳案内業の免許に係る再交付手数料の減免措置についても検討を行った。

(2) 農林水産業対策

ア 被害の状況等

< 1月17日19時現在の被害把握状況 >

・農地・農業用施設等	186カ所	553百万円
・治山（山腹崩壊等）	9カ所	390百万円
合 計		943百万円

18日以降、水産関係の被害調査においては、漁業取締船「はやたか」により海上ルートから神戸及び淡路地区の被害状況の確認を行った結果、被災地では最盛期であったノリ養殖の陸上加工施設が大きな被害を受け、生産に必要な水道の供給もストップしたことから、生産が不能な状況に陥っており、また、漁港岸壁や水産物荷さばき所等の水産関係施設の損壊により漁船漁業の生産・流通についても極めて困難な状況にあった。

さらに、林地災害については、山麓部を中心に調査を実施することとした。

また、神戸市中央卸売市場をはじめ、阪神間の卸売市場が壊滅的な被害を被ったとの情報が入った。

1月21日に米及び生鮮食料品安定供給対策を担うプロジェクトチームを編成し、翌22日には、関係卸売市場の調整のうえ農林水産省市場課と合同で被害調査及び復旧計画の樹立を図ることとした。

< 1月20日現在の被害把握状況 >

・農地・農業用施設	971カ所	3,672百万円
・治山	24カ所	766百万円
・漁港	15カ所	15,190百万円
・水産業施設	18カ所	521百万円
合 計		20,149百万円

< 1月27日現在の被害把握状況 >

・農作物等		33百万円
・農業用共同利用施設	11件	77百万円
・農業用個人施設	869件	1,784百万円
・農地・農業用施設	2,479カ所	13,685百万円
・林産施設	6件	310百万円
・治山	60カ所	3,585百万円
・水産業共同利用施設	67件	2,077百万円
・水産業個人施設	396件	1,102百万円
・漁港	17件	15,672百万円
・卸売市場	9件	49,079百万円
合 計		87,403百万円

引き続き、被害状況の把握に努めた結果、地震発生後約1ヶ月経過し、被害状況のほぼ全容が把握できた。

< 2月14日現在の被害状況 >

・農作物等		1,102百万円
・農業用共同利用施設	27件	5,844百万円
・農業用個人施設	1,959件	4,324百万円
・農地・農業用施設	3,932カ所	22,444百万円
・林産施設	90件	1,516百万円
・治山	75カ所	8,206百万円
・水産業共同利用施設	67件	2,325百万円
・水産業個人施設	442件	1,278百万円
・漁港	17件	19,883百万円
・農林水産業環境施設	6件	1,182百万円
・卸売市場	9件	24,487百万円
・米穀卸商	8件	1,140百万円
・米穀小売商	1,327件	5,905百万円
・食品産業	55件	11,594百万円
・関係団体施設	2件	2,500百万円
合 計		111,729百万円

イ 農林水産事業再開支援対策

この時期は、全国一の生産を誇るノリ養殖の最盛期であり、主要産地である神戸、明石、淡路地区が被災したため、ノリの生産加工がほとんど停止してしまった。損壊したノリ加工施設の復旧が急務であることから、兵庫県漁業協同組合連合会より全国のノリ加工機器メーカーに対して

応急修理等の対応要請を行い、1月18日から修理・点検を開始した。

現行の制度融資だけでなく、さらに長期低利融資制度の創設と農林水産業関係施設の早期復旧（激甚災害の指定）を、国に対して要望した。

さらに、神戸港及び海岸部に位置している配合飼料工場が壊滅的な被害を受け、配合飼料や粗飼料の供給が停止したため、国が保有している備蓄飼料を被災した工場の系列工場に対して貸与するとともに、近隣府県の配合飼料工場における増産体制を整備するよう国に対して要請した。

1月21日に米及び生鮮食料品安定供給対策を担うプロジェクトチームを編成し、多大な被害を受けた卸売市場の被害状況調査を実施し、被害総額の把握に努めるとともに、各市場に被害額の精査を依頼した。

国への各種要望の結果、1月25日には、漁港施設等が激甚災害の事業対象に指定されるとともに、1月26日に農林漁業金融公庫において災害復旧資金の特例措置の実施が決定された。

さらに、国に対して引き続き各種の要望を行った結果、2月9日には、食品産業等の中小企業の事業再開支援のため、中小企業金融公庫資金の利率の引き下げと貸付限度額の引き上げが行われた。

また、2月8日には、農地・農業用施設及び共同利用施設が激甚災害の事業対象に指定された。

(3) 雇用対策

震災により、多くの事業所が事業活動の閉鎖や縮小を余儀なくされるなど、被災地域においては、相当の期間にわたり、事業活動への深刻な影響が予想されるとともに、そこに働く労働者の生活と雇用についても重大な影響が懸念された。

こうした中、今後、失業者が多数発生することが何よりも懸念されたことから、雇用の維持と失業の予防を当面の最も重要な課題であるとし、雇用の維持に向けた事業主への支援に取り組んだ。一方、今回の被害の甚大さを考えると、離職を余儀なくされる人々も相当数生じると見込まれたことから、こうした人々に対しては、再就職できるまでの間の生活の安定を図りつつ、早期就職に向けた支援対策に努めてきた。

また、新規学卒者の就職は、昨年来より厳しさが指摘されていたが、学生や生徒が卒業の時期を間近に控え、震災により内定取消しなど、一層の厳しい状況となることが懸念されたことから、その就職の確保にも取り組んだほか、被災地域の事業主や離職者等からの相談の増加が見込まれたため、きめ細かな相談体制の整備にも取り組んできた。

ア 雇用の維持のための事業主支援

雇用の維持に向けた事業主の取り組みを支援するため、1月17日から労働省と協議を行いながら、企業の被災状況の把握に努めるとともに、必要な対策について検討を始めた。当面の対策として、雇用調整助成金制度の特例的な運用、被災事業の再開等に伴う雇用確保を支援する助成制度の創設、生涯能力開発給付金制度及び中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例的な運用、労働保険料未納事業主の徴収延期の措置が必要と判断し、1月22日に労働大臣に対して要望した。

23日には、雇用調整助成金制度について、従来の業種指定に加えて、被災地域のすべての雇用保険適用事業所に適用が拡大される特例措置が実施されることとなった。この結果、今回の被災で、事業活動の縮小を余儀なくされる中、休業や出向等で、従業員の雇用維持を図ろうとする被災地域の多くの事業主に対し、休業手当等に係る賃金の一部が助成されることとなった。この措置をできるだけ早く事業主に周知することが、安易な解雇を防止し、事業主の雇用維持に向けた決断を促進するとの判断から、マスコミを通じてPRするとともに、速やかにリーフレットを作成し、周知徹底に努めた。

さらに、1月27日には、中小企業退職金共済制度の掛け金の納期限の延長が、1月30日には、労働保険料の申告・納期限の延長が図られるなど、被災した事業主の負担を軽減するための措置がとられた。

2月5日、労働大臣が来県され、事業主の雇用維持に向けた取り組みを支援するためには、上記の措置に加えて、さらに雇用調整助成金制度の助成率の充実（助成率上乘せの暫定措置〔7年3月31日まで〕の継続・強化）及び被災事業の再開等に伴う雇用確保を支援する助成制度の創設が必要との判断から、これらの措置について要望した。

2月6日には、労働大臣から日本経営者団体連盟ほか二つの全国的な事業主団体に対して、今回の特例措置の周知徹底とその積極的な活用及び雇用の維持に向けた努力を傘下企業に要請してほしい旨、協力要請が行われるとともに、県においても、2月13日に兵庫県経営者協会ほか5団体に対して同様の要請を行った。

なお、雇用調整助成金については、特例措置が講じられてから2月末までの間の被災地公共職業安定所における実施計画の届出事業所数は、約2千200件、対象人員は約8万4千人で、一人当たりの休業日数は平均約11日となっている。

イ 離職者の生活安定

離職者の生活安定を図るため、1月17日から労働省とも協議を図りつつ、必要な対策について検討を始めた。当面の対策として、雇用保険制度について、事業所が休業を余儀なくされる場合の失業給付の特例支給、給付日数の延長、失業給付受給手続の弾力的措置が必要と判断し、22日に労働大臣に対して要望した。

この結果、勤務先の休止、廃止による離職者だけでなく、事業所が再開するまで一時的に離職した人に対しても、これまで加入していた雇用保険の失業給付が支給されることとなり、17日に遡って適用されることとなった。併せて、失業給付の手続の際の管轄公共職業安定所以外での取扱いや必要書類の特例措置、さらには雇用保険受給の代理認定の措置が図られるなど、被災に伴う交通事情等に応じた弾力的な取扱いが図られた。

また、25日には、本震災の激甚災害指定により、事業所の休業により賃金を受けられない人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付が認められるとともに、就職機会の減少が予想されることから、雇用保険の所定給付日数の受給が終了した者であって、なお、就職が困難な者に対しては、雇用保険の給付日数が60日を限度として延長できることとなった。

震災発生から2月16日までの1か月間における雇用保険失業給付の状況は、激甚災害法に基づき、事業所の休業等により賃金等が支払われない者への特例給付の資格決定を受けた者が約3千500人、また、事業所の閉鎖等に伴い再雇用を約して一時的に離職する者への特例給付の資格決定を受けた者が約500人のほか、特例措置以外の失業給付を受けている者は、被災地の安定所(8所)計で約8千400人となり、前年同期比で約35%の増加が見られた。

ウ 被災離職者等の職業能力開発と再就職の促進

県立職業能力開発施設の7年度入校生の選考試験日が間近かに迫っていたが、震災による交通基盤の損壊などの被害状況等を考慮し、その日程等を変更するとともに、労働省と協議の上、後期技能検定試験の延期を決定した。さらに、被災離職者等の職業能力開発対策及び再就職促進対策について検討を始めた。

18日から21日にかけて、労働省と協議を重ね、22日には、被災者の再就職促進のための委託訓練等の定員枠の確保や特別コースの設定、被災離職者に対する公共職業訓練受講指示の適用、さらには被災離職者の雇用の場を確保するための特定求職者雇用開発助成金制度の暫定措置の継続などについて労働大臣に要望した。

23日には、被災地域の訓練生に対する県立職業能力開発施設の授業料免除などの措置について検討を行うとともに、被災離職者の再就職の促進と今後復興に向けて必要とされる人材の育成・確保を図るための特別訓練(建設機械運転コース等)の実施に向け、受入施設等の関係機関との調整を始めた。

一方、労働省も、雇用促進事業団立の職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校等において、被災した受験生に対する出願期間の延長と受験手数料の免除の措置を行うとともに、在校生については、授業料等の免除を行うこととした。さらに、被災地域内の事業所等について、公共職業能力開発施設で行う在職者訓練を無料とした。

30日には、災害指定地域の雇用保険被保険者に加え、自営業者や家族従事者であった者等に対する公共職業訓練への受講指示が可能となり、被災離職者に対する特別訓練についても国庫補助対象事業とする旨の了承を得た。

また、被災求職者等の早期再就職の促進を図るため、合同就職面接会の開催について検討を進め、県内事業所だけでは離職者の早期受入れが困難であり、近隣府県の事業所による受入れも必要と判断し、まず、県内事業所を対象とした合同就職面接会を開催し、その後、近隣府県事業所を対象とした合同就職面接会を開催することとし、併せて被災求職者の中には住居がない者も相当数あると考えられることも考慮し、社宅等を提供できる事業所を中心に行うこととし、2月2日からマスコミ等を通じて参加者を募った。

さらに、2月8日には被災離職者の第1回目の特別訓練(建設機械運転コース・定員15人・訓練期間3月2日から4月21日)の実施についてPRを開始し、10日から募集を開始した。

2月14日に、県内に所在する社宅等を提供できる事業所を中心とした合同就職面接会を開催し、求職者1,325人、求人企業117社(求人数799人)の参加が得られた。

震災発生以降、2月16日までの求人・求職状況は、被災地公共職業安定所においては、新規求職は1万6千人であり、前年の2月（1万1千人）と比較すると、4割の増加となった。

一方、新規求人は被災地公共職業安定所においては、1万2千人であり、前年の2月（7千人）と比較すると、約6割の増加となった。

求人職種をみると、建設関連職種、ガードマンなどの復興関連と思われる職種が増加している。

また、被災離職者等を中心として、復旧事業の進展に伴う需要の高まりを背景として増加する求人に対しての再就職の促進を進めるため、公共職業安定所において、求人・求職の相談、あっせんを行うほか、求職者の希望を踏まえ、そのネットワークを活用して広域的な雇用情報の提供と需給調整にも努めた。

エ 新規学卒未内定者、内定取消者の採用確保

新規学卒者の内定取消しを回避するとともに、就職の確保を図るため、1月17日から労働省と協議を図りつつ、必要な対策について検討を始めた。当面の対策として、企業に対する未内定者及び内定取消者の特別採用枠の確保についての要請及び求人側と就職希望学生を対象とする合同就職面接会の開催が必要と判断し、1月22日に労働大臣に対して企業への働きかけを要望した。

その後、引き続き新規学卒者の内定取消しを回避するための方策等を検討した結果、新規学卒就職者等の雇用を確保した場合の助成制度の創設が必要と判断し、2月5日の労働大臣来県の際に、新規学卒者等の雇用確保助成（支援）制度の創設について要望した。

2月3日には、震災前から計画していた近畿ブロック学生就職面接会について、被災を受けた学生も対象として改めてPRを行い、大阪府立体育館で開催した。面接会には、求職者2,930人、求人企業168社（求人数818人）の参加があり、新規学卒者の関心の高さが窺われた。

また、2月6日には、本県からの要望も受け、労働大臣が事業主団体のトップに対して新卒者の内定維持と就職確保等について要請を行うとともに、本県においても、2月13日、県内事業主団体に対して、同様の要請を行った。

さらに、16日には、高校新卒者の就職支援対策として、県下の全高校に対し、新たな確保求人の活用等による就職指導の推進について要請するなど、積極的な就職の確保対策を推進した。

また、この間2月13日までに、71社、392人の新卒者に係る採用内定の取扱いについての相談が公共職業安定所に寄せられたが、入職の繰下げ等により、できる限り内定取消しを回避するよう事業主の指導に努めた。

オ 雇用・労働相談体制及び業務執行体制の強化

被災地域の事業主や離職者等に対するきめ細かな相談体制の整備について、1月17日より検討を進め、1月22日に、雇用に関する特別相談窓口の開設について、労働省に要望した。

23日には、県下すべての公共職業安定所において、被災した事業主や求職者の方々に対する特別相談窓口を開設し、雇用調整助成金制度等の各種助成金制度や雇用保険、職業紹介等に関する相談援助を行ってきたが、2月17日までに事業主及び求職者から約3万2千件にものぼる相談が寄せられおり、そのうち約半分が事業主からの相談で、雇用調整助成金に関する相談が約7千件、

雇用保険給付関係が約6千件となっている。求職者からの相談は、雇用保険給付に関するものがほとんどであった。いずれの相談件数も高水準の状態が続いており、今後とも引き続き被災地域における雇用失業情勢に注視する必要があると判断された。

また、県下3か所に設置された「中小企業総合相談所」に「総合労働相談所」を併設し、特に神戸地域においては、被災した事業主や労働者の利便に一層資するように努めたところ、1月26日から2月17日までに352件の相談があり、その内容は、解雇、未払賃金、退職金に関するもの、雇用調整助成金や労働保険に関するものなど多岐にわたっていた。なお、阪神地域、淡路地域においては2月15日に開設した。

また、震災直後の17日から、公共職業安定所、公共職業能力開発施設の復旧を図り、利用者のサービスの提供体制の確保に努めた。

特に、被災地の公共職業安定所においては、2月に入り雇用保険関係の受付件数が急増の兆しをみせてきたことから、県内・県外の職業安定行政職員の応援派遣を得て、2月15日には、被災に係る事業所の休止・廃止に伴う離職手続や失業給付の特例給付手続などを集中的に取り扱う緊急雇用保険サービスセンターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設することを決定し、21日より業務を開始することとした。

また、1月23日以降、被災地域の事業所に対して適用されることとなった雇用調整助成金についても、事業所からの申請相談が急増したことから、これら雇用調整助成金関係の事務処理を円滑に行うための体制整備を進めることとした。